平成24年定例第1回市議会会議録(第1日)

平成24年3月2日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田	中	信	之	11番	内	野	英	則
2番	野	田		力	12番	小	野	茂	樹
3番	上津原			博	13番	中	島	_	博
4番	荒	巻	隆	伸	14番	坂	口	孝	文
5番	瀬	口		健	15番	井	手	敏	夫
6番	JII	口	正	宏	16番	宮	本	五.	市
7番	坂	田		仁	17番	牛	嶋	利	三
8番	近	藤	新	_	18番	河	野	_	昭
9番	梶	山	忠	男	19番	壇		康	夫
10番	中	尾	眞智	冒子					

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

- 3. 出席議員は次のとおりである。 出席議員は応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

 議会事務局長
 椛 嶋 修 一
 議会事務局係長
 甲 斐 佳代子

 次
 長 馬 場 洋 輝
 書 記 柿 野 孝 博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市		長	西	原		親	総 務 課 長	江	﨑	昌	昭
副	市	長	高	野	道	生	企画財政課長	吉	開		均
教	育	長	藤	原	喜	雄	企画財政課長補佐兼財政係長	坂	田	良	$\vec{-}$
監	査 委	員	平	井	常	雄	契約檢查課長	石	橋	慎	$\stackrel{-}{-}$
総	務部	長	吉	開	忠	文	介護健康課長	更	原	幸	秀
市具	民生活部	『長	松	尾	俊	成	福祉事務所長	坂	口	祐	_
	竟経済部 農林水産記		酒	井		聖	環境衛生課長	椛	嶋	久	男
兼者	没都 市 部 市計画語 下水 道 調	課長	小	宮	修	Ξ	土木課長	横	尾	健	_
都市	計画課住宅	係長	甲基	 歩田	裕	士	学校教育課長	大	津	_	義
教 兼教	育 部(育部総務語	長 課長	堀		勝	敏	教育部指導室長	馬	場	英	<u>=</u>
消	防	長	塚	本	哲	嘉	水道課長	坂	梨	_	広

- 7. 付議事件は、次のとおりである。
 - (1) 会期の決定について
 - (2) 会議録署名議員の指名について
 - (3) 監査報告について (例月出納検査、定期監査)
 - (4) 諸般の報告(各一部事務組合の経過報告)
 - (5) 施政方針説明
 - (6) 議案一括上程
 - (7) 提案理由説明

- (8) 同意第1号 みやま市教育委員会委員の任命について
- (9) 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- (10) 議案第1号 みやま市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第2号 機構改革及び事務の整理等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定 について
- (12) 議案第3号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第4号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第5号 みやま市長及び副市長の給与等に関する条例及びみやま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (15) 議案第6号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について
- (16) 議案第7号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第8号 みやま市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第9号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条 例及びみやま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定 について
- (19) 議案第10号 みやま市高柳運動広場条例を廃止する条例の制定について
- (20) 議案第11号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第12号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第13号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- (23) 議案第14号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- (24) 議案第15号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (25) 議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (26) 議案第17号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (27) 議案第18号 みやま市道路線の廃止について
- (28) 議案第19号 みやま市道路線の認定について
- (29) 議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (30) 議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について
- (31) 議案第22号 平成23年度みやま市一般会計補正予算(第5号)

- (32) 議案第23号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (33) 議案第24号 平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- (34) 議案第25号 平成23年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- (35) 議案第26号 平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- (36) 議案第27号 平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
- (37) 議案第28号 平成24年度みやま市一般会計予算
- (38) 議案第29号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (39) 議案第30号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (40) 議案第31号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (41) 議案第32号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (42) 議案第33号 平成24年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (43) 議案第34号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (44) 議案第35号 平成24年度みやま市用地特別会計予算
- (45) 議案第36号 平成24年度みやま市水道事業会計予算

午前9時30分 開会

〇議長(壇 康夫君)

ただいまから平成24年第1回みやま市議会定例会を開会します。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

〇議長(壇 康夫君)

日程第1. 会期の決定についてを議題とします。

本件は先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めます。宮本議会運営委員会委員長、お願いします。

〇議会運営委員長(宮本五市君)(登壇)

おはようございます。平成24年第1回定例会の運営につきまして、2月21日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、同意1件、諮問1件、議案36件でございます。

次に、本会議の開催は本日3月2日から3月23日までの22日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付しておりま すので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について以下申し上げます。

同意の1件、諮問の1件、議案第20号から議案第27号までの10件につきましては即決といたします。

次に、議案第1号及び議案第3号から議案第19号までの18件につきましては各常任委員会付託、議案第2号の1件につきましては全体審議といたします。

また、議案第28号から議案第36号までの9件につきましては特別委員会付託といたします。 以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの22日間としたいと思います。 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月23日までの22日間に決定しました。

日程第2 会議録署名議員の指名について

〇議長(壇 康夫君)

日程第2.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって7番坂田仁君、8番近藤新一君、両名を指名します。

日程第3 監査報告について(例月出納検査、定期監査)

〇議長(壇 康夫君)

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めます。平井監査委員、よろしくお願いします。

〇監査委員(平井常雄君)(登壇)

それでは、改めておはようございます。それでは、まず、例月出納監査の結果について御 報告を申し上げたいと思います。

私たち監査委員2名は、地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を行い

ましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び水道事業会計に属する 出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成23年10月分を11月28日、11月分を12月26日、12月分を 平成24年1月26日に実施いたしました。

検査の結果でございますが、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在における ところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関の残高表及び支払証憑書類その他関係諸 帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、すべて適正に処理をされており ました。

次に、平成23年度の定期監査の結果の御報告を申し上げたいと思います。

定期監査は、地方自治法第199条第4項の規定により、毎年期日を定めて行うものでございますが、本年度は委託料等を中心に各事業の管理及びその他の事務の執行状況を主眼に監査をいたしました。

また、今回は、事務の執行が合理的かつ効率的、また法令等の定めるところに従って適正 に行われているか、質問の方法等により行政監査を取り入れて実施をいたしました。

期日につきましては、平成24年1月16日から2月9日まで行いました。

本年度は、11節の需用費、12節の役務費、13節の委託料、14節の使用料及び賃借料、17節の公有財産購入費に重点を置いて監査を行ったところ、支出事務等は適正に処理されておりました。

しかしながら、予算編成に当たっては、年度途中で安易な流用や充用を行わないで済むように十分な精査をしていただくよう要望をいたしたいと思っております。

また、公有財産におきましては、普通財産の活用されていない売却可能資産につきまして は、売却等によって有効活用を図られますよう要望をいたします。

今回の定期監査の中では、委託契約にかかわる一括入札方式による委託料の経費節減が図られておりましたが、今後も最少の経費で最大の効果を上げるように行財政改革で経費節減の推進に努められるよう望むものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付いたしております監査報告書を御高覧賜りたい と存じます。

以上、簡単でございますが、平成23年度の定期監査の結果報告といたします。

日程第4 諸般の報告(各一部事務組合の経過報告)

〇議長(壇 康夫君)

日程第4. 諸般の報告、各一部事務組合の経過報告について、まず柳川みやま土木組合議会の報告を求めます。12番小野茂樹君、お願いします。

〇12番(小野茂樹君)(登壇)

おはようございます。それでは、柳川みやま土木組合議会の報告をいたします。

平成24年2月22日に開催された平成24年第1回定例会で可決されました平成24年度土木組合一般会計予算の概要について御報告申し上げます。

柳川みやま土木組合は、矢部川水源地より下流関係市町の地域にわたる管内約750カ所の 用排水施設と管内関係水路及び水利施設の維持管理に、完全なる用排水の機能を保全するために、年間を通じて施設の一般修繕工事などによる整備を行うことを基本方針として予算編成を行っています。

今年度のみやま市においては、農村環境整備事業による瀬高町河内地区の水路改良工事を 予定しております。

一般修繕工事は瀬高町文廣地区の転倒ゲートの整備工事及び東津留地区の護岸整備工事のほかに数カ所計画いたしております。

また、新規に、広瀬堰、名鶴堰のストックマネジメント事業導入に伴う保全計画策定業務 を行うこととなっております。

予算規模194,000千円、前年度に対し6,000千円の減額予算となっております。これは、補助事業であります適正化事業の事業費の減額のためであります。

歳入ですが、市の一般分担金及び特別分担金が164,303千円で全体の85%を占めております。そのうち、みやま市の一般分担金が38,939千円と事業費負担金が3,048千円となっております。

歳出では、総務費に23,250千円、農林水産業費に167,000千円を見込んでおります。

一部事務組合において、財源は構成団体の負担金が大半を占めておりますので、関係市の厳しい財政状況を踏まえ、負担金を抑え、補助事業を活用していき、最小限の経費で最大限の効果を出し、地域住民の要望に応じていくようにと、議会議員として常々申し上げをしておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成24年度柳川みやま土木組合一般会計予算の概要につい

ての説明を申し上げました。よろしくお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

続きまして、有明広域葬斎施設組合議会の報告を求めます。 9番梶山忠男君。

〇9番(梶山忠男君) (登壇)

おはようございます。有明広域葬斎施設組合議会の報告を申し上げます。

有明広域葬斎施設組合は、2月13日に平成24年第1回定例議会が開催されました。議会に付議された議案は、平成23年度一般会計補正予算(第2号)と平成24年度一般会計予算であります。

議案の内容を申し上げますと、平成23年度の補正予算は、将来の財政需要に対処するため 財政調整基金5,000千円を積み立てるというものです。また、平成24年度一般会計予算です が、予算総額は69,317千円とするものであります。この予算額は対前年度比で、額にして 6,907千円、率にして11.07%の伸びとなっております。

予算の特徴を申し上げますと、1点目は、現在、有峰苑は谷合いの水を飲料水として利用いたしておりますが、絶対数量が不足する状態でありますので、安定的でかつ安心・安全な飲料水を確保するため、みやま市から水道水の供給を受けることを決定いたしました。よって、送水管などの施設の設置工事費を予算計上してあります。

2点目は、施設の老朽化に伴う施設補修の予算化、とりわけ傷みが激しい火葬炉の大規模 な改修工事費を予算計上してあります。

慎重審議の結果、付議された2議案は原案どおり可決決定いたしました。

今定例議会における審議の過程で、各議員から質疑が集中した問題が、本年で築32年を経過し老朽化した有峰苑の改築に関するものでありました。これに対し、組合長から「施設の改築は避けて通れない問題であり、ぜひ取り組みたい」との発言があり、その上で議会に対し、「改築に関する諸問題を解決するため、議会の中に検討委員会を設置してほしい」との要請がなされました。

この組合長からの要請を受け、議会といたしまして、本会議終了後の全員協議会で、議会議長と副議長を正副会長とする検討委員会を設置することを決定いたしました。

この委員会は、施設を全面改築することを前提に、それに関する諸課題を検証し、執行部とともに解決していこうという組織でありまして、今後、鋭意調査研究を重ね、一定の方向性を見出していくことといたしております。

以上、申し上げましたように、有峰苑の改築に向けて大きく一歩を踏み出したことを申し 上げ、有明広域葬斎施設組合議会の報告といたします。

〇議長(壇 康夫君)

東山老人ホーム組合議会につきましては、3月16日に第1回定例会の開催が予定されておりますので、本定例会最終日において報告をしていただきます。

続きまして、私のほうから、福岡県南広域水道企業団議会の報告をいたします。

当企業団議会は、平成24年2月15日に第1回定例会が開催されました。

定例会に上程された平成24年度福岡県南広域水道企業団用水供給事業会計予算ほか4議案は、すべて可決されました。

当企業団は、「安全で良質な水の安定供給により県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献する」ことを基本目標としまして、福岡県南地域の生活基盤である水道施設の整備を進めるため、創設事業、第一期拡張事業を完了させまして、現在、第二期拡張事業を実施中であります。

用水供給の状況としましては、平成24年度の基準水量は1日平均12万7,891立方メートルで、前年度より992立方メートル増加し、年間責任水量を3,734万2,785立方メートルと見込んでおります。

平成24年度の予算の概要について申し上げます。

事業収入は2,893,793千円で、事業費用は2,717,668千円であります。事業収入から事業費用を差し引いた176,125千円が当年度利益として計上されております。

資本的収入は1,431,072千円で、資本的支出が2,696,500千円であります。

以上、簡単でございますけれども、報告を終わりたいと思います。

日程第5 施政方針説明

〇議長(壇 康夫君)

日程第5. 市長の施政方針説明を求めます。西原市長。

〇市長(西原 親君)(登壇)

皆様おはようございます。本日ここに、平成24年第1回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。定例会の開会に当たり、私の所信の一端と市政運営の状況について申し述べ、議会並びに市民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

さて、早いもので、昨年の市長選挙で2期目を担わせていただくことが決まってから満1年が経過いたしました。また、未曾有の大災害となった3月11日の東日本大震災からも1年。ようやく春の兆しが感じられる季節となりましたが、依然寒さも緩む気配のない被災地で暮らす方々の辛苦に思いをはせるとき、遠く離れたみやま市からも被災地支援を続けていくことの重要性を改めて認識いたすところであります。

震災直後に派遣いたしました緊急消防援助隊、その後、全国市長会からの支援要請に基づき、多賀城市に保健師延べ4名4週間、また、仙台市太白区に延べ10名12週間職員を派遣し、被災自治体の要請にこたえてまいりました。ようやくここに来て復興庁が設置され、第4次補正予算も成立し、本格的な被災地の復興に向けた道筋が確実になり、期待を持っているところでございます。今後、長期間を要すると見られる災害復旧事業の推進に当たって、被災自治体現場から、さらに中・長期の職員派遣が要請されているところではございますが、本市からも可能な限り支援に努めていかなければならないと考えています。

また、福島第一原子力発電所事故は、原子炉の冷温停止という事態を踏まえ、収束宣言が発せられました。しかし、今なお、東京電力のみならず、すべての原子力発電所における地震や津波に対する設備や放射能に対する不安は払拭されておらず、一刻も早い具体的な手だてが講じられることを強く望んでいるところであります。こうした被災の現状から、本市の安全・安心、とりわけ防災の取り組みやエネルギー問題への対応を見直す必要があると強く感じているところであります。

日本経済は、平成20年のリーマンショックから立ち直りつつあるところでしたが、その矢 先の東日本大震災によるサプライチェーンの寸断や、電力供給不足から製造業部門で大きな 停滞を余儀なくされました。また、ようやく復旧の兆しが見え始めたころ、タイの洪水によ る影響やギリシャ経済危機に端を発した欧州各国の政府債務信用不安は、歴史的な円高を誘 発し、国内産業、特に製造業は、さらに海外生産へのシフトを標榜するなど、産業の空洞化 への不安と今後の経済状況が憂慮される事態となっています。

このような社会経済状況の変化の中、国と地方が抱える膨大な債務、社会保障の問題など、早急に国民に道筋を示すべき大きな課題が山積していましたが、ようやくここに来て社会保障と税の一体改革案が示されてきたところであります。しかし、地方の安定的な財源確保につながるかは不透明で、より一層の地方分権と、国と地方を通じた社会保障の組み立てが必要であると考えています。また、二次にわたる地域主権一括法が成立し、自治体への権限移

譲を主体とする具体的な方向が示され、本年4月から施行されることとなり、そのことに対し、しっかりと対応していかなければならないと考えているところでございます。

本市の人口は、平成22年国勢調査によると4万732人と、前回調査から2,640人、6.1%の減少となり、65歳以上の人口は1万2,409人で、高齢化率30.5%となっています。大都市圏と地方の二極化という人口の偏在化が顕著になりつつ、人口減少社会に突入したと言われる中で、過疎化と高齢化の進展が大きな課題となっています。

私は、2期目2年目の市政のかじ取りに当たり、みやま市に住んでよかったと言えるまちづくりを目指し、公約に掲げた10のビジョンの実現に取り組む所存でございます。

それでは、平成24年度の市政運営について10のビジョンごとに所信を述べさせていただきます。

第1、教育文化の薫り高いまちづくり。

本市に点在する歴史文化遺産を通じて、市民が伝統文化や歴史を大切にする心をはぐくみ、 文化財の保存整備事業に取り組んでまいります。また、みやま市のこれまで培われた歴史・ 伝統・文化を正しく理解し、後世に継承していく上で欠くことのできない市史編さんについ ては、社会教育課内に係を新設し、編さん委員会、編集委員会を設置し本格化してまいりま す。さらには、移動美術館や与田準一記念館開館3周年記念事業に取り組む所存でございま す。

なお、本市の文化活動の拠点である「まいピア高田」は、今回、高田支所の移転を機に別途用地を確保し、駐車場不足を解消し、利便性を向上させたいと考えております。

第2、安全安心なまちづくり。

防犯、防災、交通安全を柱とした「みやま市安全・安心まちづくり推進協議会」を結成し、 9月に推進大会、1月には柳川市、柳川警察署と連携し、暴力団追放総決起大会の開催と安 全・安心の取り組みを大きく前進させることができました。また、一昨年から整備してまい りました防災無線は、整備が完了し、いよいよ運用できることとなります。新たに組織され た自主防災組織と連携し、東日本大震災の教訓を踏まえた地域防災計画に基づき、このシス テムが効果的に運用されることに期待をいたしております。

本市の安全・安心の拠点である消防庁舎の建設は、実施設計に入り、平成25、26年度の建設に向け推進してまいります。また、高規格救急車両の更新や通信指令事務の共同化、デジタル化も推進してまいります。

次に、地域医療の拠点となるヨコクラ病院の移転問題ですが、本年中に高田支所が新築移転することから、用地の譲渡、病院建設に向けて前進することとなります。市民の皆様が高度な医療を享受できる環境を整備してまいります。さらには、障害を持つ児童の通所支援や学童保育の新設など充実を図ることとしておりますが、特に乳幼児医療費の公費負担の対象者を小学3年生まで広げ、子育て世代の負担軽減に寄与したいと考えております。

第3、健全な青少年育成のまちづくり。

本市重要施策の一つである学校再編に関しましては、教育委員会に学校再編推進室を設置し、よりよい教育環境づくりを推進することとしています。同時に、新たな通学路や校名、校歌など、統合による新しい学校づくりへ円滑な移行ができるよう、保護者、学校及び地域の代表などによる学校統合協議会を立ち上げ、統合小学校の開校準備に当たることとし、その統合小学校は平成26年4月開校を目指し、本年中に校舎建設に着手することといたしています。

第4、男女共同参画のまちづくり。

男女共同参画実施計画に基づき、推進本部や審議会を設置し、講演会の実施やキャッチフレーズの募集など、男女共同参画の理解と促進を進めてまいりました。引き続き、女性委員の登用率30%などの数値目標の早期達成など、実施計画に沿った事業を推進してまいります。第5、市民の市民による市民のための開かれたまちづくり。

情報公開条例の改正、議会インターネット中継や会議録の公開など、開かれた市政を実現します。

また、事務事業評価ですが、さらに行政内部での評価事務の精度を向上させながら、引き続き外部評価を行い、市民本位の効率的で質の高い行政を推進してまいります。

第6、財政健全化と行政効率化のまちづくり。

地方行政を取り巻く環境の変化や新たな行政課題に向き合うために、組織機構を見直し、 職員数を5名削減し、381名体制で事務事業の推進と効率化を図ることとしています。また、 将来的にも健全財政の維持と市民サービスの向上のため、平成25年度を起点とする行政改革 大綱を策定する予定でございます。

第7、地場中小企業・商店街の振興のまちづくり。

地場企業については、事業資金の相談など可能な限りの支援を行い、市内における雇用の確保や経済振興につながるよう、中小企業支援の取り組みを拡大継続してまいります。また、

「まるごとみやま秋穫祭」などイベントを通じて、みやま市のPRはもちろん、都市住民との交流会をふやし、市内産業振興を推進してまいります。

第8、農業・漁業振興のまちづくり。

本市の主産業である農業や漁業を取り巻く状況は、担い手不足や資材・燃料費の高騰、さらに農産物価格の低迷といった大きな問題に直面をいたしています。このような中、農地法の改正による遊休農地の解消など地域で支え合う地域営農を基本に、法人化などへの道筋をとることが求められています。また、今後の本市の農業のあり方や土地利用の促進を図るため、市内3つの農業振興地域整備計画を一本化する必要があると考えています。さらには、深刻化しているイノシシ被害対策ですが、駆除対策や防護対策に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、江浦漁港のしゅんせつのための潟土除去船の補助を通じ、漁業基盤の整備を図ります。

第9、人口減少に歯止めをかけるまちづくり。

空き家対策、子育て事業や企業誘致と連携した定住化政策を推進してまいります。また、 商工観光課から企業誘致業務を企業誘致推進室として独立させ、企業誘致調査を行い、積極 的な誘致活動ができる体制を整えます。また、高柳の運動公園用地を事業用地に転用するよ うに条件整備を行い、メガソーラーの誘致促進を図ります。

第10、社会基盤整備の充実を目指したまちづくり。

ョコクラ病院への高田支所用地の譲渡と、光ファイバーにより市内全域を光ブロードバンドサービス提供エリアとすることが、いずれも本年中に完了します。他市に負けない社会基盤を有することこそが、企業誘致や市外からの流入人口をふやすための最低限の条件であります。また、公共交通機関が鉄道と部分的なバス路線という本市では、道路整備も交通網の充実という課題に対する大きな整備条件の一つでもあり、積極的に推進してまいりたいと思います。

これらのことを通じ、冒頭申し上げましたような現下の政治経済状況下でも、本市はあらゆる面で将来に向けた基盤づくりを行って、「みやま市力」を大きく引き上げていかなければならないと思っています。

これが私に課せられた大きな課題であり、その実現のため、時としては議会の皆様と議論 を闘わせながらも、市民の利益につながることであればお互いが実現に向けて協力をしてい く、そういう関係が必要だと信じています。市民の目線、立場に立った政策判断が必要で、 そのためにも互いに切磋琢磨し、夢と希望にあふれた緑豊かなみやま市を構築していかなければなりません。

最後に、市民及び議員の皆様のお力添えと御協力をお願いいたしまして、私の施政方針と いたします。ありがとうございました。

〇議長(壇 康夫君)

日程第6……(「議長、今の市長の施政方針についての質問は」と呼ぶ者あり)はい。 (「受けない」と呼ぶ者あり)質問は行いません。(「受けない」と呼ぶ者あり)

日程第6 議案一括上程

〇議長(壇 康夫君)

続きまして、日程第6. 議案の一括上程を行います。

同意第1号の1件、諮問第1号の1件、議案第1号から議案第36号までの36件を一括議題 とします。

日程第7 提案理由説明

〇議長(壇 康夫君)

日程第7. 市長の提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いいたします。

〇市長(西原 親君)(登壇)

本議会に御提案いたします議案について説明申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております同意 第1号 みやま市教育委員会委員の任命についてから、議案第36号 平成24年度みやま市水 道事業会計予算までの38件でございます。

まず、同意第1号は、みやま市教育委員会委員である釘嶋忠治氏が平成24年3月29日で任 期満了のため、同氏を再任したので、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、諮問第1号は、人権擁護委員である松尾千里氏が平成24年6月30日で任期満了のため、人権擁護委員候補者として、再度、法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、議案第1号 みやま市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定については、資産 等報告書の作成について、関係規定の整備を図るため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第2号 機構改革及び事務の整理等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

については、機構改革の実施及び事務の整理検討に伴い、関係する条例の規定を整備する必要が生じたため、条例の改正を行うものでございます。

次に、議案第3号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、情報公開制度の見直しについて、関係規定の整備を図るため、条例の改正をするものでございます。

次に、議案第4号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、個人情報保護制度の見直しについて、関係規定の整備を図るため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第5号 みやま市長及び副市長の給与等に関する条例及びみやま市教育委員会 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、期末手当について、 基準日以前の在職期間に応じた支給額とするため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第6号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法の 一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第7号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定については、社会教育法の改正に伴い、公民館運営審議会委員の委嘱基準について、文部科学省令で定める 基準を参酌し、本市の条例で定めることとなったため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第8号 みやま市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、図書館法及び図書館法施行規則の改正に伴い、図書館協議会委員の任命基準について、文部科学省で定める基準を参酌し、本市の条例で定めることとなったため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第9号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみやま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定については、スポーツ 基本法の公布に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第10号 みやま市高柳運動広場条例を廃止する条例の制定については、市有地 の有効活用を図るため、条例を廃止するものでございます。

次に、議案第11号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、第5期みやま市介護保険事業計画の策定に伴い、平成24年度から平成26年度までの保険料を改正する必要があるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第12号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、市が

設置する都市公園に関する事項について、維持管理の適正化を図る必要があるため、条例を 改正するものでございます。

次に、議案第13号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定については、市が設置する公園に関する事項について、維持管理の適正化を図る必要があるため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第14号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、下水道法の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第15号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、公営住宅法及び同法施行令の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定については、地 方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、条例を改正するものでございま す。

次に、議案第17号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、危険 物の規則に関する政令の一部改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第18号 みやま市道路線の廃止については、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条例第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第19号 みやま市道路線の認定については、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結については、みやま市営住宅文廣団地 (仮称) 北棟建築主体工事について、変更請負契約を締結するに当たり、みやま市議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求 めるものでございます。

次に、議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結については、みやま市営住宅文廣団地 (仮称) 南棟建築主体の工事について、変更請負契約を締結するに当たり、みやま市議会の 議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を 求めるものでございます。

続きまして、議案第22号から第27号までは、平成23年度の予算の補正をお願いするもので

ございます。一般会計の補正予算は、国の補助事業の割当額に応じて公営住宅建設事業費を 追加いたしております。また、財源の有効活用の観点から、工事費の入札結果など不用見込 みとなる予算を減額し、財政調整基金の積み立てを予定いたしております。さらに、道の駅 の収益金の一部を寄附金として受け入れ、農林水産業振興基金に積み立てることといたして おります。

また、特別会計については、国民健康保険事業の医療費の不足見込みなど、事業費の決算 見込みに応じて予算の追加や減額を行っております。

続きまして、議案第28号から第36号までは、平成24年度の当初予算を提案するものでございます。

今回、編成いたしました平成24年度みやま市予算は、行政評価も踏まえながら合併による スケールメリットや効率化をさらに追求し、その財源を重点施策へ配分する「メリハリ型予算」としています。

第1次総合計画に基づく施策の推進を図り、本市の将来像「人・水・緑が光り輝き夢ふくらむまち」の実現に積極的に取り組むことといたしております。

自主財源の確保が極めて厳しい財政状況において、経費節減と効率化に向けた取り組みを 進め、その効果を市民サービスや市民福祉の維持向上につなげるよう取り組んでまいります。 なお、当初予算や補正予算の詳細につきましては、後ほど担当より説明を申し上げますの で、よろしくお願いいたします。

本定例会に提出しました議案につきましては、御審議の上、御議決いただきますようよろ しくお願い申し上げ、提案理由の概要説明とさせていただきます。

日程第8 同意第1号

〇議長(壇 康夫君)

日程第8. 同意第1号 みやま市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を求めます。西原市長、よろしいですか。

〇市長(西原 親君)(登壇)

同意第1号 みやま市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。 本件は、釘嶋忠治氏の任期が平成24年3月29日で満了するのに伴い、同委員をみやま市教 育委員会委員に再任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の 規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。 釘嶋忠治氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を 有し、当該職に最適な方だと考えております。

御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

同意第1号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号を採決します。

お諮りします。同意第1号は同意することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、同意第1号 みやま市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

日程第9 諮問第1号

〇議長(壇 康夫君)

日程第9. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。 本件について提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

〇市長(西原 親君)(登壇)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、松尾千里氏の任期が平成24年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員候補者として、再度、松尾千里氏を法務大臣に推

薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものであります。

松尾千里氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を 有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

〇議長(壇 康夫君)

お諮りします。諮問第1号については、適任であるという意見を答申したいと思いますが、 御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任で あるという意見を答申することに決定しました。

日程第10 議案第1号

〇議長(壇 康夫君)

日程第10. 議案第1号 みやま市政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について、提 案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

〇総務部長(吉開忠文君) (登壇)

皆様おはようございます。議案第1号 みやま市政治倫理条例の一部を改正する条例の制 定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、資産等報告書の作成について、関係規定の整備を図るため、条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容を御説明いたします。

まず、第5条の資産等報告書の記載事項の中で、第1号 資産、キ 有価証券につきましては、有価証券の種類を、金融商品取引法第2条に規定する有価証券の名称とし、あわせて額面金額につきましては、株券は商法の改正により無額面の株券となっておりまして、加えて資産等報告書に時価額を記載することとしているため、額面金額を記載せずとも支障がないので、今回、削除するものでございます。

次に、同条第4号 税等の納付状況のアにつきましては、年金保険料及び介護保険料につきまして、現行は「前年度」となっておりますけれども、納税証明書が前年分となっている

ために資産等報告書に記載された金額と納税証明書の金額が一致しない事例が見受けられました。このため、今回、年金保険料及び介護保険料を現行の「前年度」から「前年」に改めるものでございます。

以上、御説明申し上げましたけれども、よろしく審議の上、議決いただきますようにお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、総務文教常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第1号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第2号

〇議長(壇 康夫君)

日程第11. 議案第2号 機構改革及び事務の整理等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

〇総務部長(吉開忠文君)(登壇)

議案第2号 機構改革及び事務の整理等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市行政改革大綱及び集中改革プランに基づく組織機構の見直し及び事務の整理に伴う改正及び文言の変更等を行う必要があるものにつきまして、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきまして、(「議長、ちょっといいですか。田中議員が何かガム食べよっとごたるが、ちょっと注意してくださいよ。本会議中ですから、ここは」と呼ぶ者あり)

〇議長(壇 康夫君)

1番議員、食べているんだったら出してくださいよ。 (「はいはい」と呼ぶ者あり) じゃ、続けてお願いします。

〇総務部長(吉開忠文君)続

そしたら、議案第2号の改正の主な内容につきまして、第1条は制度改正及び機構改革に伴うもの、第2条から第4条までは機構改革に伴うもの、第5条は事務の整理に伴う附属機関等の廃止、第6条及び第7条につきましては、法律改正に伴う文言の整備という内容になっております。

第1条の部設置条例につきましては、制度の改正に伴う名称の変更や国土調査課を現在の環境経済部から建設都市部へ所管変更することに伴い、事務分掌を変更するもの、第2条 水道事業設置等条例につきましては、水道事業を行う所管課名を変更するものでございます。第3条につきましては、図書館長を非常勤特別職として新たに追加する改正を行うもの。第4条 青少年問題協議会条例については、庶務を行う所管課名を変更するものでございます。第5条につきましては、事務の整理を行った結果、附属機関を廃止することとしたものでございます。

第6条及び第7条につきましては、障害者自立支援法の改正に伴いまして、必要な部分に つきまして文言の変更を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜り、議決いただきますようお願いいたします。

日程第12 議案第3号

〇議長(壇 康夫君)

日程第12. 議案第3号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提 案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

〇総務部長(吉開忠文君)(登壇)

議案第3号 みやま市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御 説明を申し上げます。

本件は、旧3町が合併し5年を経過した今日、現在までの経過の中で制度的な課題の解決、情報公開のさらなる推進を図るため、国の行政機関の保有する情報の公開に関する法律や近隣市等の状況を調査検討した結果、関係規定の整備を図る必要があると判断いたしまして、みやま市情報公開条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容を御説明いたします。

まず、第5条の開示請求権者について、現行「市内に住所を有する者」等と限定する規定を、「何人も」開示請求ができる規定に改めるものでございます。現在、市民以外の開示請求者についても任意的な開示請求に応じていますが、行政活動等の広域化等に伴い、市政に関心とかかわりを有するものについて、広く市民以外にも公文書の開示請求権を認める必要があると判断し、改正を行うものでございます。

次に、第16条の開示手数料等でございますが、近隣市の複写手数料の状況を勘案し、さらなる情報公開制度の推進を図るため、複写手数料の額を改めるものでございます。

次に、情報公開の総合的な推進の一環といたしまして、改正後の第29条として、市政において重要な役割を果たしている各種の審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議について、市政運営や施策決定プロセスの透明性を高めるため、別に定める場合のほか、原則として公開する旨の規定を追加するものでございます。

最後に、先ほど説明いたしました複写手数料の改定に関する事項でございますが、本条例の附則において、みやま市手数料条例についても同様に所要の改正を行っております。施行期日は、みやま市情報公開条例の一部を改正する条例と同じく平成24年4月1日でございます。

なお、本条例の改正に当たり、平成24年2月に、みやま市情報公開・個人情報保護審議会へ諮問をいたしまして改正内容について承認を受けておりますので、その旨御報告をいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜り、議決いただきますようにお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第3号は、総務文教常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第4号

〇議長(壇 康夫君)

日程第13. 議案第4号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、 提案理由の説明を求めます。吉開総務部長、お願いします。

〇総務部長(吉開忠文君)(登壇)

議案第4号 みやま市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由 の御説明を申し上げます。

本件は、旧3町が合併し5年を経過した今日、現在までの経過の中で制度的な課題の解決等、個人情報の保護のさらなる推進を図るため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律、みやま市情報公開条例及び近隣市の条例等を調査検討した結果、関係規定の整備を図る必要があると判断し、みやま市個人情報保護条例について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点を御説明いたします。

まず、第4条の2に市民の責務として、市民みずからがプライバシーを守ると同時に他人のプライバシーを尊重するという認識のもとに主体的に個人情報についての理解を深め、市とともにこの条例の目的を達成するよう協力を求める旨の規定を追加いたしております。

次に、第7条の収集の制限、第8条の目的外利用及び外部提供の制限についてでございますが、現行の条例の規定では、個人情報の収集及び目的外利用等ができ得る範囲は限られており、今回の改正で、これらの行為を可とする例外規定の変更及び追加等を行ったものでございます。

次に、開示請求に係る事項でございますが、請求権者を「何人も」に改めております。また、第12条の2、第12条の3につきましては、今まで情報公開条例には規定があり個人情報保護条例にはなかった裁量的開示の規定を追加したほか、不開示情報の項目を新たに定めたものでございます。

次に、開示手数料につきましては、先ほどの議案第3号で御説明した内容と同様でございます。

このほか、開示処理に伴う個人情報の第三者保護に関する手続、不服申し立てに関する手続、事業者に対する措置、苦情処理に関する規定等の追加、改正を行ったものでございます。 なお、本条例の改正に当たり、平成24年2月に、みやま市情報公開・個人情報保護審議会へ諮問し、改正内容について承認を受けておりますので、その旨御報告をいたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は、総務文教常任委員会に付託することにした いと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第4号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第5号

〇議長(壇 康夫君)

日程第14. 議案第5号 みやま市長及び副市長の給与等に関する条例及びみやま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。吉開総務部長。

〇総務部長(吉開忠文君)(登壇)

議案第5号 みやま市長及び副市長の給与等に関する条例及びみやま市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、市長、副市長及び教育長の期末手当につきまして、基準日以前6カ月以内の期間 における在職期間に応じた支給額とするため、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的な改正内容は、基準日以前の在職期間が6カ月の場合の期間率につきましては100

分の100、5カ月以上6カ月未満につきましては100分の80、3カ月以上5カ月未満につきましては100分の60、3カ月未満につきましては100分の30とするものでございます。それにより6月、12月期に実際に支給する割合は、それぞれ別表のとおりとなっております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番近藤新一君。

〇8番(近藤新一君)

8番近藤です。この内容については、既に議会では、昨年の6月議会で議員提案という形で確認をいたしておりますけれども、6月議会後、9月、12月、2回の定例会がありましたけれども、おくれた理由をお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(壇 康夫君)

答弁よろしいですか。吉開総務部長。

〇総務部長(吉開忠文君)

この条例が、趣旨といたしましては、三役に初めて就任して最初にもらう期末手当についてこの条例が生きてくるわけでございますね。それで、私たちとしては、現三役の任期中に制定しておければ間に合うといいますか、次に新たに就任される方に初めて適用される内容でございます。それで、慎重を期して市長とも協議の上、今回提出をさせていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第5号は、総務文教常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第5号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩したいと思います。10時50分から再開いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

〇議長(壇 康夫君)

それでは、休憩を閉じて再開したいと思います。

日程第15 議案第6号

〇議長(壇 康夫君)

日程第15. 議案第6号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。松尾市民生活部長、お願いします。

〇市民生活部長(松尾俊成君)(登壇)

議案第6号 みやま市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を 申し上げます。

本件は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、みやま市税条例について、所要の改正 を行うものでございます。

改正の主なものについて御説明をいたします。

資料を添付いたしておりますので、御参照をお願いいたします。

まず、個人住民税につきましては、東日本大震災復興基本法に定める基本理念に基づき、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源確保のため、平成26年度から平成35年度までの10年度分に限り、個人住民税の均等割について市民税及び県民税にそれぞれ500円を加算する改正が行われております。市民税、県民税合わせて1,000円の加算となり、現行4,500円の均等割が改正後5,500円となります。

また、他の所得と分離して課税される退職所得の所得割に係る10%税額控除が、最近の金利情勢等を踏まえ廃止になっております。

次に、市たばこ税につきまして税率の改正が行われております。今回の改正は、県たばこ税から市たばこ税への税源移譲を行うための税率改正でございまして、県と市を合計した たばこ税の税率は、改正前と改正後では同率でございます。

県から市への税源移譲の理由は、県税である法人事業税の課税ベース拡大策を含めた法人

実効税率の改正により、県に増収、市に減収が生じるため、県と市のたばこ税の間で税率を 調整することにより、県と市の増収・減収の調整が行われるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第6号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第7号

〇議長(壇 康夫君)

日程第16. 議案第7号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、 提案理由の説明を求めます。堀教育部長、お願いします。

〇教育部長兼教育部総務課長(堀 勝敏君)(登壇)

改めまして、皆さんおはようございます。議案第7号 みやま市公民館設置条例の一部を 改正する条例の制定について、提案の理由を説明申し上げます。

市内の公民館の事業等については、公民館運営審議会を設置し、さまざまな協議を行いながら、よりよい公民館活動を目指し、日々努力をしているところでございます。

現状の公民館運営審議会の委員については、社会教育法第30条の「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する」という規定に基づき委嘱しているところでございます。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に 関する法律、いわゆる第2次一括法の成立により社会教育法が改正され、公民館運営審議会 委員の委嘱に係る基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、本市の条例で定めることとされました。

今回の改正は、みやま市公民館設置条例に公民館運営審議会委員の委嘱基準を新たに規定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決いただきますようよろしく お願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第7号は、総務文教常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第7号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第8号

〇議長(壇 康夫君)

日程第17. 議案第8号 みやま市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、提 案理由の説明を求めます。堀教育部長、お願いします。

〇教育部長兼教育部総務課長(堀 勝敏君)(登壇)

議案第8号 みやま市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

みやま市立図書館では図書館法第14条の規定に基づき、公民館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う業務につき、館長に対して意見を述べる機関として、みやま市立図書館協議会を設置し、図書館サービスの向上に努めているところでございます。

現状の図書館協議会の委員については、図書館法第15条の「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が

任命する」という規定に基づき任命しているところでございます。

今般、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第2次一括法の成立により図書館法が改正され、図書館協議会委員の任命に係る基準について、文部科学省令で定める基準を参酌し、本市の条例で定めることとされました。

今回の改正は、みやま市立図書館条例に図書館協議会委員の任命基準を新たに規定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようよろしくお 願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第8号は、総務文教常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第8号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第9号

〇議長(壇 康夫君)

日程第18. 議案第9号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及びみやま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。堀教育部長、お願いします。

〇教育部長兼教育部総務課長(堀 勝敏君) (登壇)

議案第9号 みやま市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び みやま市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由を御説 明申し上げます。 このたび、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりに全面改正され、スポーツ基本法が公布されたことに伴い、同法の規定により、「スポーツ振興審議会」が「スポーツ推進審議会」に、「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」へと、それぞれ名称が変更されております。

本件は、本市条例に規定されております当該名称の変更について、関係規定の整備を図る 必要があることから、条例を改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願いい たします。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務文教常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第9号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第10号

〇議長(壇 康夫君)

日程第19. 議案第10号 みやま市高柳運動広場条例を廃止する条例の制定について、提案 理由の説明を求めます。堀教育部長、お願いします。

〇教育部長兼教育部総務課長(堀 勝敏君) (登壇)

議案第10号 みやま市高柳運動広場条例を廃止する条例の制定について、提案理由の説明 を申し上げます。

本件は、みやま市高柳運動広場条例を廃止することにより、市有地であります高柳運動広場用地を行政財産から普通財産に切りかえることで、土地の有効活用を図るものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく審議の上、御議決いただきますようよろしくお 願いします。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。18番河野一昭君。

〇18番 (河野一昭君)

有効利用ということは大変結構ですけれども、高柳新堀公民館から50メートルぐらい先に6反か7反のまだ土地があるんだけど、あれはどういうふうにその運動広場になっておるかということと、その隣接地が、体験農園用地があるが、それを、あれが1万1,778平米だと思いますけれども、これはまた同じ企業誘致といいますか、有効利用としての考え方はどうでしょうか。

〇議長(壇 康夫君)

酒井環境経済部長。

〇環境経済部長兼農林水産課長 (酒井 聖君)

私のほうから。あの農地につきましては、この運動広場等の条例とは関係ございませんので、この議案とは今のところは関係ございません。

後の有効利用につきましては、これは別件ということで考えていただきたいというふうに 考えております。

以上です。

〇議長(壇 康夫君)

18番河野一昭君。

〇18番 (河野一昭君)

新堀の公民館からずっと西に行ったところに7反ばかりあるが、あれはどういうふうになっておるかということです。あれも同じ広場になっておるんだろうかと。道の北側、あの広場は今の運動広場になっているのか、あるいはどういうふうな地目になっておるかと、その中身のことです。

〇議長(壇 康夫君)

吉開総務部長。

〇総務部長(吉開忠文君)

あそこの御質問いただきました土地は、ごみ焼却場の下のあたりになりますけれども、大

まかに言って2種類あります。1つは運動公園用地と、もう1つは体験農園用地で、酒井部長が答えましたように、体験農園用地はそのままですけれども、それ以外の部分は、道の北側まで含めまして運動公園用地の条例の中に含まれております。

以上でございます。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第10号は、総務文教常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第10号は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第11号

〇議長(壇 康夫君)

日程第20. 議案第11号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提 案理由の説明を求めます。松尾市民生活部長、お願いします。

〇市民生活部長(松尾俊成君)(登壇)

議案第11号 みやま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、第5期みやま市介護保険事業計画に基づいて、第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの3年間の介護保険料を定めるものでございます。

初めに、第3条、保険料率の改定について御説明を申し上げます。

本市におきましては、高齢者人口が平成26年度には1万3,097人、高齢化率33%が見込まれる高い水準でございます。このような状況下において、介護サービスの充実を図る観点から、介護老人福祉施設、地域密着型サービスの施設整備を計画に盛り込んでおります。

介護報酬の改定による給付費の増加や新たな介護サービスの基盤整備及び給付費の自然増等を考慮し、経過期間での総給付費は、地域支援事業費を含めて12,670,965千円と見込んでおります。このうち、1号被保険者が負担する割合が20%から21%へ引き上げられたこともあり、保険料収納必要額は2,281,717,319円となります。このため、保険料設定に当たっては、共助の理念に立つ相互扶助の精神にのっとり、所得段階の上位2段階の新設を行い、高所得者に対して、負担能力に応じた応分の負担をお願いすることにより、介護保険料基準額の上昇への配慮を行った設定とし、基準額を年63,372円、月額5,281円といたしました。引き上げ額は6,408円、月額534円で引き上げ率11.2%となります。

この多段階設定を行うため、介護保険法施行令の適用条文第38条を改め、第39条を適用し改正をお願いするものでございます。これにより新設する第7段階は、所得が3,000千円以上4,000千円未満で基準額の1.75倍、年額110,901円、月額9,242円で引き上げ率が29.8%、第8段階は、所得4,000千円以上で基準額の2.0倍、年額126,744円、月額10,562円で引き上げ率が48.3%となります。

また、附則第3条につきましては、年金収入額等が基準額未満の者について、前期と同様 に軽減措置を実施できる規定に従って、その適用について定めております。

このほか資料を添付いたしておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第11号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21 議案第12号

〇議長(壇 康夫君)

日程第21. 議案第12号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提 案理由の説明を求めます。小宮建設都市部長、お願いします。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)(登壇)

議案第12号 みやま市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御 説明を申し上げます。

本件につきましては、まず、分譲地の開発行為によります市街化区域内のみやま市高田町 岩津高木322番地30外の岩津団地公園の維持管理の適正化を図る必要に伴い、この公園を街 区公園に変更するものです。

次に、用途地域内のみやま市瀬高町下庄字樋口2377番地21外の瀬高駅東公園及びみやま市 瀬高町下庄字飛岡1908番地外の瀬高中央公園夢広場の維持管理の適正化を図る必要に伴い、 これらの公園を近隣公園に変更するものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、産業建設常任委員会に付託することにしたい と思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第12号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第13号

〇議長(壇 康夫君)

日程第22. 議案第13号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理

由の説明を求めます。小宮建設都市部長、お願いします。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)(登壇)

議案第13号 みやま市公園条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明 を申し上げます。

本件につきましては、まず、矢部川県立自然公園に位置しております、みやま市瀬高町本吉字清水谷1130番地53の一部外の清水公園(駐車場、屋外便所及び展望所など)、みやま市瀬高町大草字粥餅谷920番地3外の女山史跡森林公園及びみやま市瀬高町本郷内の一級河川矢部川に位置する朝鮮松原公園の維持管理の適正化を図る必要に伴い、これらの公園を追加するものです。

また、平成23年7月27日に福岡県告示第1261号により完了公告されました分譲地の開発行為によります、みやま市高田町下楠田字香の江1559番地32の下楠田香の江広場の供用開始に伴い、みやま市公園に追加するものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第13号は、産業建設常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第13号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第14号

〇議長(壇 康夫君)

日程第23. 議案第14号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)(登壇)

議案第14号 みやま市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制 定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例第3条は、下水道法第4条第1項の規定により、認可を受けた公共下水道の事業計画に係る区域のうち、負担金を徴収しようとする区域を定めて告示する旨の規定でございます。

現行の下水道法では、事業計画を定めた際は都道府県知事の認可を受けなければなりませんでしたが、このたびの改正により、あらかじめ協議を行うことで事業計画を定めることができることとなりました。それに伴い、本条例第3条に規定されております事業計画の「認可を受けた」という文言について改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第14号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第15号

〇議長(壇 康夫君)

日程第24. 議案第15号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案 理由の説明を求めます。小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)(登壇)

議案第15号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説

明を申し上げます。

本件は、第1次の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、公営住宅法が一部改正されたことに伴い、みやま市営住宅条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容について御説明いたします。

いわゆる第1次一括法の成立により公営住宅法が改正され、同法施行令に定められております公営住宅の入居者基準の規定も一部変更されたため、本市の条例により新たに基準を定めるものでございます。

なお、本市では人口増に向けた施策といたしまして、市営住宅入居資格基準の緩和を独自 に行っております。また、過疎地域自立促進特別措置法に基づく単身世帯の入居基準が除外 されたため、本条例の経過措置について一部改正するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願いいたします。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、産業建設常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第15号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第16号

〇議長(壇 康夫君)

日程第25. 議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について、 提案理由の説明を求めます。塚本消防長、お願いします。

〇消防長(塚本哲嘉君)(登壇)

皆さんおはようございます。議案第16号 みやま市消防手数料条例の一部を改正する条例 の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令が一部改正されたことに伴い、浮きぶたつき特定屋外タンク貯蔵所等に係る審査料が新たに設けられるため、消防手数料条例の別表中の文言について所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第16号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第16号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第26 議案第17号

〇議長(壇 康夫君)

日程第26. 議案第17号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提 案理由の説明を求めます。塚本消防長、お願いします。

〇消防長(塚本哲嘉君)(登壇)

議案第17号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御 説明を申し上げます。

本件は、危険物の規制に関する政令の一部が改正され、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外であった炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が消防法上の第1類の危険物に追加され、貯蔵、または取り扱う数量によっては、消防法に基づく市長の許可、またはみやま

市火災予防条例の規定に基づく少量危険物貯蔵取り扱いの届け出が必要となるため、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号は、厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第17号は厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第27 議案第18号

〇議長(壇 康夫君)

日程第27. 議案第18号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の説明を求めます。小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)(登壇)

議案第18号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものであります。

路線番号16、清水立山線については、国道443号バイパス山川区間の整備に伴い、同区間の起点から終点までの現国道部分を市道認定するため、一たん廃止するものです。

路線番号4076、大江一本木1号線については、行きどまりの道路であり、隣接する土地所 有者が1名になったので、市道として管理する必要がなく廃止するものです。

また、路線番号5724、鍋谷線については、路線番号18、尾野河原内線の一部、鍋谷の区域変更を行うことにより路線番号5724、鍋谷線がこれと重複するため廃止するものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し

上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第18号は、産業建設常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第18号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28 議案第19号

〇議長(壇 康夫君)

日程第28. 議案第19号 みやま市道路線の認定について、提案理由の説明を求めます。小 宮建設都市部長、お願いします。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君) (登壇)

議案第19号 みやま市道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものであります。路線番号16、清水甲田線、路線番号29、上庄線、及び路線番号30、下庄小川線については、国道443号のバイパス整備に伴い、現国道部分を市道路線として認定するものです。

また、路線番号4408、中島線については、都市計画法の規定による開発行為に伴い、新た に市道路線の認定をするものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号は、産業建設常任委員会に付託することにしたい と思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第19号は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第29 議案第20号

〇議長(壇 康夫君)

日程第29. 議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を求めます。小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)(登壇)

議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。 本件につきましては、みやま市営住宅文廣団地(仮称)北棟建築主体工事を行う中で変更 契約の必要があり、その契約合計額が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を お願いするものでございます。

当該工事につきましては、本年度9月からの継続事業で、平成24年度に完成を予定しております。

変更内容といたしましては、内装でフローリング床を各戸1部屋分だけ畳の部屋へ変更することと、近年、駐車場での盗難等の被害が拡大していることを受け、防犯カメラを設置することなどが主な事項となっております。

変更増額金額は20,724,900円であり、変更後請負金額が625,104,900円でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。いいですか、即決ですよ。15番井手敏夫君。

〇15番(井手敏夫君)

確認ですけど、フローリングを畳へというのは、これは全室ですか。

〇議長(壇 康夫君)

小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)

110戸は予定しておりますけれども、身障者用の部屋がございますので、それについては フローリング床のままでございますので、その2部屋分だけはそのままのフローリング床と いうことでございます。それ以外は全部畳部屋に変更するということでございます。

〇議長(壇 康夫君)

15番井手敏夫君。

〇15番(井手敏夫君)

ということは108戸ですね。110戸のうちの2戸だけがもとのままで、108戸がフローリングから畳に変わるということですね。

〇議長(壇 康夫君)

小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)

そのとおりでございます。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

16番宮本五市君。

〇16番(宮本五市君)

ちょっとお尋ねします。

〇議長(壇 康夫君)

済みません、起立してお願いします。

〇16番(宮本五市君)続

防犯カメラ設置ちしてありますけど、大体何基ぐらい防犯カメラ設置予定ですかね。

〇議長(壇 康夫君)

小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長 (小宮修二君)

14台を計画いたしております。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり) ほかございませんか。5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

今回の変更による増額でございます20,000千円強ですね、これで今、畳の部屋への変更と 防犯カメラ14基ということですが、これは別々に幾らずつの増額か教えてください。

〇議長(壇 康夫君)

小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)

概略でございますけれども、内装のフローリング床を変更することに伴う増額は約13,000 千円でございます。防犯カメラ14台分は約3,500千円でございます。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

今んとで概算で16,500千円になるでしょう。20,000千円、その差額。

〇議長(壇 康夫君)

ちょっとお待ちください。小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長 (小宮修二君)

主な変更がその2件でございまして、ほかにまだ幾つかの変更がございますので、詳細については担当の係長に答弁させたいと思います。

よろしくお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

甲斐田都市計画課住宅係長。

〇都市計画課住宅係長 (甲斐田裕士君)

住宅係の甲斐田と申します。よろしくお願いします。

今の詳細につきましては、直接工事費についてが、先ほど小宮部長が答弁したとおりですけれども、それに対して諸経費等が入ってまいりますので、総額20,000千円強となります。 以上であります。

〇議長(壇 康夫君)

5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

ちょっとようとわかりません。要するに、あの900円台まで出ておる、100円台までですね。 20,724,900円まで、今回変更による増額で出ております、こういう小さい金額まで。

およそやなくて、今聞いているのは、その内訳をしっかり教えてくださいということで私 は言っております。

〇議長(壇 康夫君)

小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長 (小宮修二君)

詳細については、担当係長に説明させます。

〇議長(壇 康夫君)

甲斐田都市計画課住宅係長。

〇都市計画課住宅係長 (甲斐田裕士君)

説明申し上げます。

畳等の変更により、詳細金額としては、直接工事費で10,247,355円、舗装の変更工事として64,700千円、防犯カメラの設置といたしまして4,255,554円、直接工事費の計が14,509,379円となります。それに対して、諸経費のほうが7,992,630円となり、工事費の合計が22,502千円となります。それに落札率を乗じまして、変更後の工事価格が19,738千円、それに消費税を掛けまして、今回提出します20,724,900円となります。

以上であります。

〇議長(壇 康夫君)

5番瀬口健君。

〇5番(瀬口 健君)

私だけでしょうか、わからんとはですね。ほかの議員さんたちは全部わかってあるかどうかわかりませんが、これは即決ですよね。次の議案第21号の分も含めてですね、これは即決として、これは議運で決まったんですが、ちょっと今の御説明ではようわからんところが多うございますので、私としては、この20号、21号については、よければ即決を避けさせていただければという申し入れをしたいと思うんですが、どうでございますかね、諮っていただ

けませんか。

〇議長(壇 康夫君)

基本的には議会運営委員会で先ほどあったように即決でということですので、理解いただけるような説明を求めたいと思いますけど、よろしいでしょうか。関連ですか。(「関連」と呼ぶ者あり) 1番議員。

〇1番(田中信之君)

1番の田中です。今聞いていましたけれども、口頭で言ってもらってもね、ちょっと皆さんわからないと思うから、その書いた分をきちっと、それを皆さんにお配りして、それをもとに皆さんが質疑、検討して、疑問点は答えていくということじゃないと、やはり、例えば諸経費が6,000千円とか言っても――7,000千円やったか、非常にわかりにくいと思うので、その辺書類があるんだからね、それを皆さんに配付してもらって、それで即決かどうかというのは議運で決めたと言うけれども、それをもう一回検討する余地があると思いますけど。

〇議長(壇 康夫君)

はい、わかりました。

〇1番(田中信之君)続

だから、それの資料を配ってもらわないと、口頭で言われても全然わからない気がします ので、まず配ってもろうて、その後、即決するかどうかはまた議運でしてもらいたい。

〇議長(壇 康夫君)

はい、わかりました。小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)

今、議員さんから御指摘の分についての資料についてはございますので、議長のお許しが 出れば、資料については配付させていただきたいと思います。

それから、即決の問題でございますけれども、これは私のほうからでございますが、既に 工事は進捗をしている状況でございまして、やっぱり一日も早い契約変更が必要だろうとい うふうに思いますので、それについてはぜひ規定どおりにお願いをしたいと、こういうふう に思います。よろしくお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

それでは――ちょっとお待ちください。ここで一たん休憩して資料請求をしたいと思いますので、休憩したいと思います。

午前11時37分 休憩

午前11時45分 再開

〇議長(壇 康夫君)

それでは、休憩を閉じて再開したいと思います。

今、皆様のお手元に資料を配付していただいております。この資料について、執行部のほうから説明を求めます。それでは、甲斐田都市計画課住宅係長。

〇都市計画課住宅係長(甲斐田裕士君)

先ほど配付いたしました説明資料の数字の入っているほうを御説明申し上げます。

議案第20号の部分については、北棟工事の分を見ていただければわかるかと思いますけれども、まず記号の1番の建築本体工事の分については、こちらのほう、畳の変更等について10,000千円ほど計上しております。2番目が舗装工事、3番目が外構工事ということで、監視カメラの設置ということで直接工事費を上げております。4番目に、その直接工事費の合計等が14,500千円ほど入りまして、諸経費が共通仮設費、現場管理費、一般管理費等があります。その合計額を足しまして5番になります。——ちょっとおかしかですね。ちょっとお待ちくださいね。

直接工事費から下の各諸経費については、ちょっと訂正をお願いします。順に申し上げて いきますので、御記入をお願いしたいと思います。

まず、直接工事費から共通仮設費と保安員配置の分につきましてが、足しまして純工事費としまして、差額分が17,697,716円になります。(発言する者あり)共通仮設費と保安員配置の——共通仮設費は、まず676,137円です。(発言する者あり)はい。

まず、4番の直接工事費合計というのがございますけれども、その一段下の676,137円というのが共通仮設費となります。

続きまして、その下段の2,512,200円は、保安員配置の経費であります。(「保安員配置」と呼ぶ者あり)はい。

続きまして、その下段の1,212,293円につきましては、現場管理費となります。 (「現場管理費」と呼ぶ者あり) はい。

続きまして、次の下段の1,645,170円につきましては、一般管理費となります。

その下段、1,946,750円については、瑕疵担保保険料となります。

それらを合計いたしまして、工事価格が22,502千円となりますので、諸経費の合計の欄が

ちょっと一部違っていることをおわび申し上げます。(「それ、6番になるということ」と呼ぶ者あり)6番ですね、はい。工事価格の6番。(発言する者あり)そうですね、はい。で、22,502千円となります。それに7番の落札率0.877186を掛けまして19,738千円、これは千円未満切り捨てとなります。その額に消費税相当分を乗じまして、今回変更工事増額分となります。

以上であります。

〇議長(壇 康夫君)

今説明いただきましたけど、何か御質問あればお願いいたします。15番井手敏夫君。

〇15番(井手敏夫君)

済みません、ちょっとわからなかったんですけど、諸経費計の7,990千円のところ、ここは消してしまうんですか。ちょっとここんところはどげん、どんなふうに説明されたかがちょっとわからなかったので。

〇議長(壇 康夫君)

甲斐田都市計画課住宅係長。

〇都市計画課住宅係長(甲斐田裕士君)

諸経費計の欄と諸経費合計の欄の分については、ちょっと違算をしているようですので消去をお願いします、削除の分。(発言する者あり)(「済みません、合計のところも」と呼ぶ者あり)

直接工事費、合計4番の欄からずっと下がりまして、諸経費計とあります。それと、その下段の諸経費合計の5番を削除お願いいたします。

直接工事費合計から677千円と一番左の欄を白抜きしている部分を合計すると、22,502千円となります。

〇議長(壇 康夫君)

15番井手敏夫君。

〇15番(井手敏夫君)

ちょっとわかりにくいんですけど、直接工事費合計4番の分と6番の工事価格の4プラス 5の22,000千円ですね、その前の諸経費合計の5番、4,450千円の分の、5番の部分の合計 額は幾らになるんですか。

〇議長(壇 康夫君)

それでは、ちょっとここで暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時30分 再開

〇議長(壇 康夫君)

それでは、休憩を閉じて再開したいと思います。

まずは、執行部のほうから説明を求めます。小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)

大変御迷惑をおかけいたしております。改めて資料を提出させていただきました。

前段に少し説明をさせていただきたいんですけれども、本来、設計変更というのは総額の設計変更するわけでございまして、この下のほうにございますように、全体で約6億円ございます。その中での20,000千円程度の実は設計変更でございますけれども、したがって、この資料を全体で出しておけばかえってよかったのかもしれませんが、できるだけわかりやすいようにということで、変更した分のみをここに出させております。したがいまして、どうしても端数が何百円かぐらいは合わなくなる。これはぜひ御理解をお願いしたいと、こういうふうに思っております。

したがいまして、4プラス5が若干数字が合いません。それは先ほど申しましたように、 抜き出してしておりますので、どうしても端数が合わない。こういったふうになっておりま すので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

詳細はまた担当に説明させます。

〇議長(壇 康夫君)

甲斐田都市計画課住宅係長。

〇都市計画課住宅係長(甲斐田裕士君)

再度御説明申し上げます。

新しい説明資料に従って説明させていただきます。

建築本体工事、1番の分ですが、10,247,355円。舗装工事2番、6,470円。外構工事、これは監視カメラの設置の分です。3番、4,255,554円。直接工事費の合計が1番、2番、3番合わせて14,509,379円となります。それに、まず共通仮設費4.66%を乗じまして676,137円、保安員設置2,512,200円、現場管理費が1,212,293円、一般管理費が1,645,170円、瑕疵担保保険料として1,946,750円、諸経費の合計5番として7,992,630円となります。6番の工

事価格 4 足す 5 になりますけれども、先ほど部長から説明がございましたとおり、若干の端数処理の関係上、合いませんけれども、22,502千円となります。

以下、落札率を乗じまして、変更後工事価格、8番の分が19,738千円、それに消費税を掛けまして、変更契約の増額分といたしまして20,724,900円となります。当初契約額、11番、604,380千円に10番の増額分を足しまして、変更契約の全体額といたしましては625,104,900円となります。

以上であります。

〇議長(壇 康夫君)

それでは、ほか質疑ございませんか。10番中尾眞智子君。いいですよ、どうぞ。

〇10番(中尾眞智子君)

中尾でございます。当初は、フローリングばかりの部屋であって、今回1室のみ畳の部屋に変えたということでありましたけれども、最初にフローリングばかりの部屋にされた経緯と、それから今回1室のみを畳の部屋にされた経緯をお聞かせください。

〇議長(壇 康夫君)

小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)

当初計画をしておりましたのは、全部をバリアフリー化にしたいということで、フローリングというふうにしておりました。また、入居者が退去時に、どうしても畳の表がえとか、そういった負担が生じてきますので、そういったものの負担を少しでも減らしたいというような意味合いも含めて、実は当初はフローリング畳にしておりました。どうしてもという方については琉球畳などの安いのもございますので、そういったものを置いていただいたらどうかなと、こういうふうに実は考えておりましたけれども、実は高齢者の方が非常に多くて、ぜひ畳の部屋をしていただきたいと、こういった声が多数寄せられましたので、こういったあうに変更させていただいたということでございます。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。

ほか質疑ございませんか。6番川口正宏君。

〇6番(川口正宏君)

私も先ほど中尾議員が申しましたように、当初から高齢者が多いというのはわかっていたわけですね。そういう中で、何で和室、畳敷きの部屋を1個も設けなかったか。そういうことに対して、やっぱりその次の舗装工事から――アスファルトもですけれども、やっぱり図面ができ上がった時点で、市の計画としての内容かれこれ、よく含めて検討した上で発注するべきじゃなかったかと思います。これからいろいろまた建物の建造もあると思いますけれども、極力わざわざ補正予算を組まんでも、当初に変更とかないように十分検討して発注していただきたいと思います。

以上です。

〇議長(壇 康夫君)

答弁はよろしいですか。(「よろしいです」と呼ぶ者あり)はい。

ほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

それでは、ほか質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第20号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(壇 康夫君)

起立多数です。よって、議案第20号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のと おり可決されました。

日程第30 議案第21号

〇議長(壇 康夫君)

日程第30. 議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を求めます。小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)(登壇)

議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。 本件につきましては、みやま市営住宅文廣団地(仮称)南棟建築主体工事を行う中で変更 契約の必要があり、その契約合計額が150,000千円以上となることから、みやま市議会の議 決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を お願いするものでございます。

当該工事につきましては、本年度9月からの継続事業で、平成24年度に完成を予定しております。

変更内容といたしましては、議案第20号と同様に、内装でフローリング床を各戸1部屋分だけ畳の部屋へ変更すること及び防犯カメラを設置することなどが主な事項となっております。

変更増額金額は20,775,300円で、変更後請負金額が630,720,300円でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決いただきますようお願い申し 上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第21号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(壇 康夫君)

起立多数です。よって、議案第21号 工事請負契約の変更契約の締結については原案のと おり可決されました。

日程第31 議案第22号

〇議長(壇 康夫君)

日程第31. 議案第22号 平成23年度みやま市一般会計補正予算(第5号)について、提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君) (登壇)

議案第22号 平成23年度みやま市一般会計補正予算(第5号)について御説明を申し上げます。

平成23年度みやま市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出それぞれ574,561千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ18,558,180千円といたしております。

まず、継続費の補正は、平成24年度までの2カ年計画で建設中の公営住宅(仮称)文廣団 地につきまして、入札結果など実績見込みに応じて継続費の総額を減額し、国の補助事業の 内示額に合わせて年割額を調整いたしております。平成23年度に前倒しする割当額となり、 平成23年度予算を増額し、平成24年度を減額しています。

また、繰越明許費につきまして、ヨコクラ病院の高田支所用地への移転、開設を支援する病院施設開設準備経費補助金を翌年度執行とするため繰り越すほか、用地補償の都合による下庄・上小川・南大木線道路改良事業など、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に、債務負担行為は、山川地区土地改良区の借入金に係る助成金を追加いたしております。また、変更は当初予算に計上いたしております基幹系システムの機器使用料など、入札結果による契約実績に応じて変更いたしております。

続きまして、地方債の補正につきまして、地方交付税の代替措置となります臨時財政対策 債など、実績に応じて計上いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

10款. 地方交付税は、一般財源の額を調整し計上いたしております。

また、14款. 国庫支出金につきましては、歳出予算と連動した金額の調整と国の補正予算に対応した補助金の追加を行っております。

14款2項6目.消防費国庫補助金は、消防本部や消防団の通信設備を国の3次補正を受けて整備するものでございます。

次に、15款. 県支出金につきましても、歳出予算と連動して調整するものでございますが、 15款 2 項 5 目. 農業費補助金は、活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金を追加いたしております。ミカンの耕土機械の導入などに対する助成を予定いたしております。

続きまして、17款1項1目. ふるさと寄附金につきまして、今年度寄せられました寄附金に対し、寄附者の意向により使途を充当いたしております。

また、4目.農林水産業費寄附金は、平成23年度決算見込みにより、株式会社道の駅みやまの収益金の一部を寄附金として受け入れることといたしております。農林水産業振興基金に積み立て、今後、道の駅の施設設備の更新などに充てる計画でございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

歳出予算は、入札結果など実績見込みにより予算を減額いたしております。また、国・県の補助事業の割り当てによる額を調整し追加いたしておりますが、追加しましたものを中心に御説明いたします。

まず、2款1項6目.企画費は、公共交通対策費のバス運行推進費補助金を追加いたしております。堀川バス瀬高柳川線の運行協定をバスの決算月に合わせることとして、現行4月から3月としているものを10月から9月までに変更し、本年度は半分を減額いたしております。また、西鉄バスは新幹線筑後船小屋駅の開通と合わせまして運行いたしておりますが、船小屋柳川線の9月までの赤字額に対する補助金に、バス停設置に係る額を加算して計上いたしております。

また、10目. 基金費につきましては、入札結果など減額予算の財源を活用し、財政調整基金に1億円積み立てることといたしております。また、ふるさと寄附金の一部をまちづくり振興基金へ積み立てるほか、道の駅の収益金の寄附金を農林水産業振興基金に積み立てることといたしております。

続きまして、3款、民生費について御説明いたします。

3款1項8目.保健福祉施設費は、重油単価の高騰により燃料費が不足する見込みとなっており、決算見込みによる追加をいたしております。

次に、3款2項1目. 児童福祉総務費は、学童保育事業費を追加いたしております。平成24年4月から水上小学校と江浦小学校の学童保育所を新設するための準備経費でございます。 また、3目. 乳幼児医療対策費は、医療費の高騰により不足する見込みとなっているものでございます。

続きまして、4款. 衛生費につきましては、事業費の実績見込みに応じて予算を減額する ものでございます。予防接種の受診者が見込みより少なかったことや清掃費の入札結果など、 それぞれ事業実績に応じて減額いたしております。

次に、6款.農林水産業費について御説明申し上げます。

6款1項3目.農業振興費のうち水田農業振興費は、水田農業経営力強化事業費補助金を 追加いたしております。県補助による事業でございますが、大規模化に取り組む戸別経営体 に対する助成で、10~クタール以上耕作している農家で3割以上規模拡大する者に10アール 当たり50千円の助成をする制度でございます。

次に、園芸農業振興費は、活力ある高収益型園芸産地育成事業を追加いたしております。 ミカンの耕土機械や肥料散布機の導入などに対し助成するものでございます。

続きまして、8款. 土木費について御説明いたします。

事業実績に応じ減額する項目が多くなっておりますが、8款5項2目.住宅建設費を追加いたしております。国の補助事業の割当額に応じて増額し、次年度支出となる額は継続費の暫時繰り越しとする予定でございます。

次に、9款.消防費でございますが、9款1項1目.常備施設整備費は、消防防災通信基盤整備工事費を追加いたしております。国の3次補正に応じて、全国瞬時警報システムを消防本部に設置するものでございます。また、消防団活動費は、移動系の防災無線にかえてデジタルトランシーバーを整備するものでございます。

次に、3目. 消防施設費は、県道の改良工事に伴い移転する本郷分団の格納庫建設に合わせまして、水防倉庫を設置するための工事を追加いたしております。

次に、10款. 教育費について御説明いたします。

10款 2 項 1 目. 小学校施設管理費の用地購入につきましては、山川南部小学校の駐車場用地購入費を計上いたしておりましたが、地権者との同意が得られず減額するものでございます。このほか、入札結果による残額や文化財の発掘調査費の減額を計上いたしております。

また、11款.災害復旧費につきましても、詳細設計や入札結果による不用見込額を減額い

たしております。

以上、議案第22号 平成23年度みやま市一般会計補正予算(第5号)の概要を御説明いたしました。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番中尾眞智子君。

〇10番 (中尾眞智子君)

6ページの繰越明許費の中の4款.衛生費、保健衛生費として病院施設開設準備経費補助金2億円がここに書かれておりますけれども、この2億円の決定がありましたときには、これは4款の所管ではなかったと思いますが、いつこれが4款の所管になったのか、お聞かせいただきたいと思います。

〇議長(壇 康夫君)

吉開総務部長。

〇総務部長(吉開忠文君)

当初からこれは医療整備に対する助成ということで、4款で組んでおりました。4款でした。

〇議長(壇 康夫君)

10番中尾眞智子君。

〇10番 (中尾眞智子君)

これはヨコクラ病院への地域医療の充実という形で出された2億円だったと思いますけれども、そのときに担当としていつも説明に見えていたのは契約検査課から見えておりましたが、4款のほうから――市民課のほうからの説明は一度も受けたことはありませんでしたが、それでも、もともと衛生費として上げられていたということなんですか。

〇議長(壇 康夫君)

吉開総務部長。

〇総務部長(吉開忠文君)

医療費の充実でございますので、目的は衛生費になります。多分御記憶違いではなかろうかと思いますけれども、委員会のときには副市長と市民生活部長が委員会に説明に上がったと思います。

その他、いろんな支所の活用とかという部門につきましては契約検査課のほうで説明した

かと思いますけれども、この2億円の補助につきましては4款で組ませていただいておりま すので、よろしくお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

10番中尾眞智子君。

〇10番 (中尾眞智子君)

私の記憶違いだということですけれども、わかりました。

〇議長(壇 康夫君)

ほか質疑ございませんか。1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

教育費で上がっていますよね。小学校費とか中学校費、社会教育費……

〇議長(壇 康夫君)

何ページかを言ってください。

〇1番(田中信之君)続

これは、だから4ページ。4ページの大枠で、歳出のところ。4ページ、今説明されたと ころ。

〇議長(壇 康夫君)

4ページの歳出の部分ですか。

〇1番(田中信之君)続

教育費、10款のところかな。

〇議長(壇 康夫君)

の10款ですね。はい、どうぞ。

〇1番(田中信之君)続

これも、もう少し今問題になっている統合小学校の件とか、建設費とか、そこら辺の関係 も含まれておるのかどうか、もう少し詳しく説明してほしいんですけど。

〇議長(壇 康夫君)

もうちょっと質問の趣旨をはっきりしてくれませんか。言っている意味が……

〇1番(田中信之君)続

小学校費、中学校費、社会教育費の、これのどういった内容で、もう少し詳しい説明をお願いします。

〇議長(壇 康夫君)

吉開総務部長。

〇総務部長(吉開忠文君)

4ページは総括で集計だけ上げておりますので、ここだけいただくと、なかなか明細が見 えにくうございますけれども、40ページにその明細がございますので、参照いただきたいと 思います。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

1番議員、よろしいですか。 4ページは詳細は書いておりませんので、40ページということですので、よろしいですか。 (「はい、了解」と呼ぶ者あり)

じゃ、ほか質疑ございませんか。2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

18ページの寄附金のところなんですけれども、道の駅の収益金として寄附金をいただいて おるわけでございます。本当に道の駅では随分努力されて、こういった収益が出たというこ とですから、ありがたいことだったなと思っております。

全体の道の駅の収益はどうだったのかと。そして、そのうち寄附金を市のほうにどういったルールで寄附されておるのか。そして、今後の見通しがどうなっていくのかなと。ちょっと今後の見通しは厳しいでしょうけれども、ルールをどういうふうにつくってあるのかなと思いまして、そこいらを教えていただきたいと思っております。

〇議長(壇 康夫君)

酒井環境経済部長。

〇環境経済部長兼農林水産課長(酒井 聖君)

収益につきましては、昨年の3月27日にオープン以来、2月の末までの売り上げにつきましては、433,783千円ということで道の駅のほうから報告は受けております。あと、その収益に対する寄附金につきましては、株式会社道の駅の株主総会の中で決定ということで、我々のほうには、内容的には詳細につきましてはちょっと御報告受けておりませんけれども、株主総会の中に市長のほうが株主として出席されておりますので、市長のほうは御存じであれば報告をいただければと思います。

〇議長(壇 康夫君)

西原市長、よろしいですか。

〇市長(西原 親君)

今御説明したのは、直売所だけで430,000千円ぐらい、店を借りてやったりする、それを合わせれば、全体でもう少し460,000千円か470,000千円いっているんじゃないかと思います。大体見通しとしては3月末の決算で510,000千円から520,000千円ぐらいに上がるんじゃないかと。利益は20,000千円をめど、大体上がるんじゃないかと。そのうちの10,000千円を市に寄附すれば、それは税金の対象にならないということで、市に寄附をしていただくことになっています。5,000千円はいわゆる利益剰余金として社内留保で、これも税金の対象にならないということで、5,000千円がやっぱり税金を少し納めなければいけないだろうということで、純利益ということに、およそですけどね、大体そんなふうになるんではないかと思っています。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

的確な御回答いただきまして、ありがとうございました。そういったことで、多分来年度 も一生懸命努力されると思います。ですから、成功されるように頑張っていただきたいと思 っておりますが、こういうことで寄附金もいただくことでございますので、もっともっと市 民の皆さんに対するこういった状況もお知らせいただくようにお願い申し上げたいと思って おります。

以上です。

〇議長(壇 康夫君)

答弁はよろしいですね。(「はい、いいです」と呼ぶ者あり)

ほか質疑ございませんか。3番上津原博君。

〇3番(上津原 博君)

9款の消防費、39ページの1項の2目.非常備消防費で、備品購入費のデジタルトランシーバーの購入費で4,148千円ということで、補足資料でデジタルトランシーバー購入費で50基を購入するというふうになっております。これの配置といいますか、各消防団の車に置くというのもわかりますけれども、あと具体的にどこに配置するのか、それとこれの供用は

いつごろから行っていくのかということをちょっとお伺いしたいというふうに思います。

〇議長(壇 康夫君)

塚本消防長、よろしいですか。お願いします。

〇消防長 (塚本哲嘉君)

ただいまの質問にお答えいたします。

まず、購入の経過ですけど、現在、みやま市消防団におきましては、無線機などによる連絡体制を持ち合わせておりません。消防無線に対しましては受令機のみ、消防団関係におきましては伝令員ということで、消防団員の方が各連絡をいたしていただいております。そのためによります一応整備ということで、このトランシーバーの購入をお願いしたところでございます。

まず、このトランシーバーに関しましては、各分団1台ずつを予定しているということで 考えております。それに伴いまして、各本部団員の方、団長の方ということで、一応配付と いうことで考えております。

恐れ入ります。ただいま、ちょっとはっきりした内容がわかりましたので、お伝えしたいと思います。

27分団に対して27、要するに消防団の数ですね。それと本部員に対して10台。13台が災害 用として団員のほうに貸し出すということで計画をしているということでございます。

以上でございますけど。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほか質疑ございませんか。8番近藤新一君。

〇8番(近藤新一君)

23ページの2款1項5目の支所用地活用事業費、これは後ろの説明を見てみますと、委託費の入札結果として10,000千円残ったということだろうと思います。となりますと、20,000千円の設計費を予算として組んでおったけれども、結果的に10,000千円で済んだということの理解でいいのかどうなのか、お願いしたいと思います。

〇議長(壇 康夫君)

石橋契約検査課長。

〇契約検査課長(石橋慎二君)

予算としては20,000千円というのは、内訳として設計委託費が15,000千円と測量費が5,000千円だったと思います。合わせて20,000千円組んでいたと思います。それで、15,000千円のうちの設計で落札したのが結局5,000千円程度やったもので、10,000千円を減額させていただいたというようにしております。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

8番近藤新一君。

〇8番(近藤新一君)

いずれにしても、20,000千円予算を組んでおったけれども、10,000千円で済んだということは、考えれば大変いいようですけれども、大体どういう感覚で予算ば組むとかという感じもするわけです。そういうふうになりますと、今後、支所用地問題についてもいろいろ設計問題が出てくるかと思いますけれども、私たちももっと慎重に精査をしていかないかんとかなという感じがするわけですが、どうですか。

〇議長(壇 康夫君)

石橋契約檢查課長。

〇契約検査課長(石橋慎二君)

設計費につきましては歩掛かりがありますので、歩掛かりで組んでいったところでございますが、入札で落札をされたのが低かったというものでありますので、予算的にはそれだけないと、今度は起工が回せないという状況が出てきます。設計金額は国土交通省の歩掛かりで組んでいますので、その金額は設計上は必要だというようになりますので、とらえ方としては中身がどうだったということじゃなくて、入札の結果が低く抑えられたというだけのことでございます。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

8番近藤新一君。

〇8番(近藤新一君)

わかります。しかし、ちょっと余り金額に差があり過ぎるですよね。余り金額に差がある と思いませんか。もう少し我々も、予算のときにもっと慎重にいろんなところに検討してい かにゃいかんとかなという感じがしましたので、ちょっと質問をしたところです。どうぞ、 市長。

〇議長(壇 康夫君)

西原市長。

〇市長(西原 親君)

設計については、みやま市は大変設計士から評判が悪いんですよ。というのは、今石橋課長が説明したように、こちらは歩掛かりでしますけど、最低価格を設けないので、設計士がダンピング的な値段で入れるわけです。そしたら、最低価格を設けていないから最低に決めざるを得ないわけです。大体歩掛かりの40%、あるいは30%でやってこられる設計士さんがいらっしゃいますので、それをとめることもできませんので、今後は他の市町村を見ますと、やはり最低価格、70から80に決めているということで、みやま市もそうしないと本当にいい設計ができないんではないかということで、大変庁内でも議論をしているところでございます。福岡市でも柳川市でも70から80の間で決めているそうです。みやま市もそれに倣ってしたほうがいいので、設計士の皆さんはみやま市の設計に対しては非常に評判が悪いんです。30、40で決まるから、どうしても赤字覚悟でやるんだと、取りたいなら。そういう状況になっていますので、近藤先生、ひとつ知恵をかしていただきたいと思います。お願いします。

〇議長(壇 康夫君)

もう3回終わっていますので、御了承ください。

じゃ、ほか質疑ございませんか。2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

48ページをごらんいただきたいと思っております。

借金の話なんですけれども、地方債が48ページで見まして、年度末の現在高が148億円という大きな数字が出ております。多分これにつきましては普通債と災害復旧債とその他のところで、要するに償還のときに交付税のほうでかなり面倒見るやつがあると思います。したがって、そこいらを御説明いただいて、大体本当の現債高はどれくらいなのかと。要するに交付税のほうで面倒見てもらった結果、どうなるのかということをちょっと御説明いただきたいと思っております。

〇議長(壇 康夫君)

まず最初に、吉開総務部長。

〇総務部長(吉開忠文君)

なかなか技術的に細かい数字になりますので、課長補佐から答弁させますので、よろしく お願いします。

〇議長(壇 康夫君)

坂田企画財政課長補佐。

〇企画財政課長補佐兼財政係長(坂田良二君)

企画財政課の坂田でございます。御質問の件でございますけれども、交付税で算入されるのはそれぞれの起債の種類で率が異なります。例えば、災害復旧費につきましては95%が地方交付税で補てんされるということになります。その下のその他の臨時財政対策債、これは一番金額が多いんですけれども、これは100%算入するという約束でございます。それから、過疎債はよく議員の皆様方御承知のとおりかと思いますけれども、過疎債70%で、それぞれ交付税で算入されるということでございまして、ちょっとはっきりした資料を今ここにお持ちしていませんが、おおむね3分の2は交付税で返ってくるという額になろうかと思っております。残高148億円程度で書いておりますけれども、そのうちの3分の2は後年度に交付税で算入されるということを予定いたしております。

以上でございます。

〇議長(壇 康夫君)

2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

そうしますと、実際の現在高というのは50億円ぐらいかということですよね。そうしますと、基金が大体38億円ですか、どれくらいかありますね。そしたらば(「50億円ぐらいやろう」と呼ぶ者あり)幾らやったですかね、基金が今持っておるとは。

〇議長(壇 康夫君)

今70億円ぐらいなっていますね。

〇2番(野田 力君)続

38億円か何かやったですかね。

〇議長(壇 康夫君)

70億円ぐらいあります。

〇2番(野田 力君)続

70億円ぐらい持っとるですかね。そしたら、市長、随分懐ぐあいも御心配されずに頑張っ

ていただけるんじゃなかろうかと思っております。

そいけん、そのまま市民の皆さん見られたときは、百四十数億円ということですから、物 すごく大きな借金だなと思われますけれども、実質は今御説明があったように、国のほうで ちゃんと面倒見ることになっておりますので、実質的には本当に安心されるということでご ざいますので、どうぞ財政運営にも一生懸命、また今後とも頑張っていただきたいと思って おります。

〇議長(壇 康夫君)

ほかございませんか。4番荒巻隆伸君。

〇4番(荒巻隆伸君)

別表の2ページ、さっき消防の話、消防設備整備費の消防防災通信基盤整備工事、全国瞬時警報システム、弾道ミサイル情報、津波情報と、何か物騒な言葉が載っておりますけど、これは整備することは大変いいことなんだろうと思いますが、例えば、この整備をされた後、市民の皆さん方にはどういう情報を流していくのか。さっきデジタルトランシーバー、それから防災行政無線とか、いろんな方法あるんでしょうけど、市民の皆さんたちにどういう情報を伝えていくのか教えてください。

〇議長(壇 康夫君)

江﨑総務課長。

〇総務課長(江﨑昌昭君)

これはJアラートというふうな呼び方をしておりまして、弾道ミサイル攻撃、あるいは今回のような大災害、地震とかのそういう緊急情報を衛星回線を通じて一斉に流すというふうなことになっておりまして、実は本庁舎のほうは既に整備は終わっております。今回は消防のほうが改めて整備をすると。防災の観点でいいますと、今防災無線の整備が終わろうとしておりますが、そこと直結するということになりまして、その弾道ミサイルとか津波とか、そういう情報は防災無線を経由して一斉に伝わるというふうになっております。

以上です。

〇議長(壇 康夫君)

4番荒巻隆伸君。

〇4番(荒巻隆伸君)

一斉に伝わると、防災行政無線、例えば校区ごとに整備をしてありますよね。それで拡声

器で市民の皆さんにお知らせをするということですかね。昨年の東日本大震災のときも、たしか有明海も50センチの津波警報か何か出ていましたよね。ですから、そういうのも市民の皆さんに伝わっていくんでしょうけど、何かこれから防災に対する市民の意識を高めていくために、何か訓練とかそういうようなものを行っていったほうがいいんじゃないかなというふうに思っておりますが。そういった何か計画ございますかね。

〇議長(壇 康夫君)

江﨑総務課長。

〇総務課長(江﨑昌昭君)

昨年の定例会に――時期はちょっと忘れましたけれども、一般質問の中で防災訓練の対応 について御質問がございまして、新たに装備しました防災無線の運用と、それからどういう 体制で行うかというふうなことで訓練を実施したいというふうなことで平成24年度計画をし たいと思っております。

以上です。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。

ほかございませんか。1番田中信之君。

〇1番(田中信之君)

野田議員の関連であれですが、道の駅の件についてお伺いします。

道の駅は僕が議員になる前にできていたんでね、大体市の出資が一番多いというふうに思いまして、それからこれはもう5割以上は、7割ぐらいか何かとちょっと聞いたんですけれども、それで決算書とかいろんな資料があるでしょうが、そういうのは議員として見られませんか。それから、市長の役職、それからある人たちから聞いたときは、市長さんにも道の駅から給料が出ておるばいというようなことを聞いたんで、そんなことはないだろうと僕は言ったので、そこら辺のこと、まず決算書とかを見られるかどうか。それから、市長の役割というか役柄、そこら辺についてよかったら教えてください。まず、見られるかどうかね、株式会社の決算書。

〇議長(壇 康夫君)

1番議員にちょっとお願いしておきます。今回の補正予算とは直接関係ない質問ですよね。 (「まあ、関連で……」と呼ぶ者あり)可能なところだけ執行部のほうに答弁させますので。 西原市長。

〇市長(西原 親君)

道の駅は、ちょっといろいろ補助金もたくさんもらっていますので、その分については担当に説明させますけど、一応株式会社道の駅というのをつくっているんです。それに30,000千円の資本金でございます。24,000千円がみやま市の出資と、それと3,000千円がJAの出資、2,000千円がみやま市商工会、1,000千円を高田漁業協同組合が出資をして、30,000千円の会社になっています。私は取締役ということで、非常勤の取締役。商工会の会長も非常勤の取締役、それと漁業協同組合の組合長も非常勤の取締役、農協の場合は組合長が取締役にはなれないそうです。だから、部長が取締役として就任をいたしております。給料は皆さん無報酬でございます。ただ、社長は1人大坪さんというのがおるんですけど、これが代表取締役社長ということで彼は報酬をいただいております。私たちは無報酬でやっております。

以上でございます。私が給料をもらっていると言った人に、よく説明をしていただきますようにお願いいたします。(発言する者あり)

決算は見られると思いますよ。(発言する者あり)いや、まだできていないんです。まだ 3月終わっていませんから、3月が終わったら決算書が出ますので、これはいつでも開示で きると思います。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。

ほかございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第22号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(壇 康夫君)

起立多数です。よって、議案第22号 平成23年度みやま市一般会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第23号

〇議長(壇 康夫君)

日程第32. 議案第23号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長、お願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君)(登壇)

議案第23号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について 御説明申し上げます。

平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、歳入歳出予算にそれぞれ143,898千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,757,527千円とするものでございます。

まず、歳入予算は、1款. 国民健康保険税を保険給付費の増額に合わせて追加いたしております。また、3款. 国庫支出金や4款. 療養給付費交付金につきまして、保険給付費の実績見込みや歳出予算に連動して調整いたしております。

9 款. 一般会計繰入金は、保険料軽減に係る基盤安定分や財政安定化支援事業など国の基準に応じて調整いたしております。

続きまして、歳出予算につきまして御説明いたします。

2款.保険給付費は、入院医療費の増加など、医療費の不足見込み額を追加いたしております。療養給付費や高額療養給付費につきまして、決算見込みにより計上いたしております。 次に、3款.後期高齢者支援金を事業費の確定により追加いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第23号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(壇 康夫君)

起立多数です。よって、議案第23号 平成23年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正 予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第24号

〇議長(壇 康夫君)

日程第33. 議案第24号 平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) についての提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長。

〇企画財政課長(吉開 均君) (登壇)

議案第24号 平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について御 説明申し上げます。

平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算からそれぞれ31,054千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ542,836千円とするものでございます。

歳入予算の1款、保険料は、23,000千円減収となる見込みでございます。

また、4款. 一般会計繰入金は、保険料の軽減措置となります基盤安定事業分を実績に応じて減額いたしております。

次に、歳出予算は保険料の減少に伴い、広域連合への納付金を減額するものでございます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第24号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(壇 康夫君)

起立多数です。よって、議案第24号 平成23年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第25号

〇議長(壇 康夫君)

日程第34. 議案第25号 平成23年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長。

〇企画財政課長(吉開 均君)(登壇)

議案第25号 平成23年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について御説 明申し上げます。

平成23年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、介護保険事業勘定の歳 入歳出予算にそれぞれ5,087千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,306,895千円と するものでございます。 まず、歳入予算につきましては、歳出予算の介護給付費の補正額に応じ、国庫支出金や支 払基金交付金など、それぞれ負担割合に基づいて計上いたしております。

次に、歳出予算でございますが、1款.総務費は一般管理費の実績により減額いたしております。また、2款.保険給付費は、高額介護サービス費が不足する見込みであることから追加するものでございます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第25号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(壇 康夫君)

起立多数です。よって、議案第25号 平成23年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第26号

〇議長(壇 康夫君)

日程第35. 議案第26号 平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) について、提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長。

〇企画財政課長(吉開 均君) (登壇)

議案第26号 平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について御 説明申し上げます。

平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算からそれぞれ110,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ361,123千円とするものでございます。

歳入予算は、国の補助事業の割当額が要望額より減額されたことから、国庫支出金や市債 を減額いたしております。

また、歳出予算につきましては、2款1項.公共下水道費の補助対象の下水道建設工事費 や水道管移設負担金を減額いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

これにつきましては、110,000千円も事業をされなかったということでございますので、 そこいらの支障と、今後の対応というんですかね、それについては今後こういうふうにして いきますということの説明をお願いしたいと思っております。

〇議長(壇 康夫君)

小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)

実は平成23年度の当初予算で、このままいきますと何十年もかかりますよということで、 今回思い切って2億円は少なくとも予算を計上したいということで進捗を早めたい、こういったことでお話をしとったわけで、それに向けて県にお話をしましたけれども、残念ながら 国庫補助がつかなかったということでございまして、やっぱり当初よりも、まず工事量が減ったということでございますので、平成24年度に向けても再度同額、もしくはそれ以上の要求をやっていきたい、こういうふうに思っております。

ただ、お聞きしますと、やっぱり東北震災とかの影響もあるようでございますので、非常に流動的ではございますけれども、何とか予算は満額つくように努力はしていきたい、こういうふうに思っています。

〇議長(壇 康夫君)

2番野田力君。

〇2番(野田 力君)

今、部長のほうから答弁がありましたんですけれども、ちょっと心配されているような支障があるような状況もありますので、どこいらがどういうふうな支障なのか、これをやっぱり市長さんからしっかり頑張っていただいて、次年度でカバーしていただきたいと思います。そこいらの支障の部分をちょっと教えていただきたいと思います。どのような状況になっているのか。

〇議長(壇 康夫君)

小宮建設都市部長。

〇建設都市部長兼都市計画課長兼下水道課長(小宮修二君)

場所のイメージはわかるんですけど、ちょっと私が地区名を記憶しておりませんけれども、 吉岡の交差点のところに新しくお肉屋さんとかできたんですけれども、あそこから商工会の 方向に向けて実は推進を全面的に行うように予定をしておりましたけれども、それが半分も いかなかったということで、そこに支障が来たということが一番大きなところでございます。

〇議長(壇 康夫君)

よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)

ほか質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第26号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(壇 康夫君)

起立多数です。よって、議案第26号 平成23年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予 算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第36 議案第27号

〇議長(壇 康夫君)

日程第36. 議案第27号 平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長。

〇企画財政課長(吉開 均君) (登壇)

議案第27号 平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)について 御説明申し上げます。

平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算から それぞれ27,720千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ373,331千円とするものでご ざいます。

浄化槽の設置工事につきまして200基の設置を見込んでいましたが、最近の経済情勢など から実績が約146基となる見込みでありますことから、所要の経費を減額するものでござい ます。

歳入予算は、使用料の国庫支出金や県補助金などを減額いたしております。また、歳出予算は3款.施設整備費を24,720千円減額いたしております。また、4款.基金積立金は、積立金の財源としております県補助金が減額となることによるものでございます。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

議案第27号の討論については、ただいまのところ通告があっておりませんが、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(壇 康夫君)

起立多数です。よって、議案第27号 平成23年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正 予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第37~第44 議案第28号~議案第35号

〇議長(壇 康夫君)

日程第37. 議案第28号 平成24年度みやま市一般会計予算から日程第44. 議案第35号 平成24年度みやま市用地特別会計予算までの8件について、提案理由の説明を求めます。吉開企画財政課長。

〇企画財政課長(吉開 均君)(登壇)

議案第28号 平成24年度みやま市一般会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ16,408,000千円といたしております。

「みやま市に住んでよかった」と言えるまちを目指し、市長公約を着実に実行する積極型 予算としておりますこと、また、平成23年度当初予算が骨格予算としていましたことから、 前年度と比較して10.3%、1,535,000千円増と大幅な増額となっております。

それでは、当初予算案の具体的内容につきまして、まず、歳入予算の主なものを予算書9 ページの事項別明細書により概要を御説明申し上げます。

まず、市財政の根幹となります1款. 市税は、現下の厳しい経済状況ではありますが、年少扶養控除の廃止など制度改正から市民税の所得割がふえる見込みであり、また、市たばこ税が増額となる見込みとなっています。一方、固定資産税が3年に一度の評価がえに当たり、土地、家屋の評価額が下がり減収となることが見込まれ、この結果、市税全体で前年度比較1.3%増の3,265,210千円と見込んでおります。

次に、2款から11款までの交付金は、地方財政計画に応じて計上いたしておりますが、このうち10款. 地方交付税は、地方財政計画で地方交付税の総額が確保されたことや前年度が 骨格予算であったことから、前年度と比較しますと7.8%増の6,365,000千円を計上いたして おります。

次に、14款. 国庫支出金や15款. 県支出金は、歳出予算の事業計画などに応じて計上いた しておりますが、教育費国庫負担金や土木費国庫補助金が増額となっています。

また、16款、財産収入では、高田支所用地の売り払い収入を計上いたしております。

次に、18款. 繰入金は、財源不足を賄う財政調整基金繰入金1億円や教育振興基金繰入金 1億円を計上いたしております。

続きまして、21款. 市債は、地方交付税の代替措置となります臨時財政対策債は減少する 見込みでございますが、そのほか光ファイバー網整備事業など建設事業の財源とするため、 1,550,800千円の計画でございます。

続きまして、歳出予算の主な事項について予算書10ページにより説明いたします。

まず、1款. 議会費は、221,791千円といたしております。前年度に議会のインターネット配信設備工事を計上していたことなどから減額となっております。

次に、2款. 総務費は、1,849,444千円、前年度比較381,592千円の増額となっています。 高田支所建設費147,520千円、環境衛生施設整備基金積立金1億円、また、光ファイバー網 整備事業費3億円などが増額の要因となっております。

続きまして、3款. 民生費は、5,925,670千円、前年度比較28,176千円の増額でございます。子ども手当が制度改正により163,240千円減少していますが、障害者福祉費の自立支援給付費が大きく増額となっていること、権限移譲により障害児通所等支援給付費を計上していること、また、保育所等運営費が増額となっており、さらに乳幼児医療費の制度拡充による増額など、3款. 民生費全体では0.5%増となっております。

続きまして、4款. 衛生費は、1,094,472千円を計上いたしております。生活排水処理事業特別会計繰出金の人件費分など減額といたしておりますが、健康診査事業や節目年齢によるがん検診推進事業費を増額し、また、地球温暖化防止事業費では、太陽光発電システム設置補助金を70基分と拡充いたしております。

続きまして、5款. 労働費につきましては、県の緊急雇用対策基金事業など23,965千円を 計上いたしておりますが、このうち子育てを支援するファミリーサポートセンターの新設を 計画いたしております。

次に、6款.農林水産業費につきまして御説明いたします。

6款.農林水産業費は、1,228,101千円でございます。前年度比較13,758千円の増額といたしております。水田農業振興費を戸別所得補償制度推進補助金により増額したほか、有害鳥獣駆除対策費を拡充し計上いたしております。また、水路や農道など農業用施設整備や排水機場の設備補修など予算を拡充し、農業の振興と農村の環境保全に努めることといたしております。

続きまして、7款. 商工費は、218,420千円、前年度比較1,314千円増のほぼ横ばいといた しております。消費者対策費は、柳川市と共同で消費生活センターを設置するための負担金 や、企業誘致対策費では企業の意向調査を行うための経費を計上いたしております。

続きまして、8款. 土木費について御説明いたします。

土木費は154,107千円、前年度比較887,308千円増の前年度比較2.4倍の予算額といたしております。土木費は、前年度の骨格予算では維持管理費を中心に計上していたことから、大幅な増加となります。社会資本整備総合交付金事業費は、市道下庄、北大木、南大木線の道路改良費など、また、過疎対策道路整備事業では、下楠田地区の踏切改良などを推進することといたしております。さらに都市計画費では、公園の長寿命化計画や市営住宅(仮称)文廣団地の建設費を計上いたしております。

次に、9款.消防費は、667,736千円、前年度比較41,929千円の増といたしております。 安全・安心なまちづくりのため、高規格救急車の更新や広域で消防指令事務に取り組む筑後 地域消防通信指令事業費、また、消防庁舎の実施設計委託料を計上いたしております。

続きまして、10款. 教育費について御説明を申し上げます。

10款. 教育費は、1,975,941千円、前年度比較490,836千円の大幅な増額といたしております。

小学校費では、開小学校のプール改修など小学校施設管理費を拡充し、また、統合小学校の建設事業費391,507千円を計上いたしております。また、中学校費では新指導要領への移行のための経費など教育振興費を拡充いたしております。

次に、社会教育費では、まいピア高田駐車場の整備費93,300千円や、くすのき館駐車場整備費を計上し、利便性の向上を図ることといたしております。また、市史編さん費6,850千円を計上し、教育文化の薫り高いまちづくりに資することといたしております。

続きまして、12款.公債費は、前年度より215,538千円減少して1,665,278千円を計上いた しております。新たな借り入れをできるだけ少なくしていること、また平成23年度に民間資 金の一部を繰り上げ償還いたしますことから、償還金は減少をしております。

以上、平成24年度みやま市一般会計予算の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

それでは、一たんここで休憩をとりたいと思います。

休憩します。再開は2時55分からお願いしたいと思います。

午後2時42分 休憩

午後2時56分 再開

〇議長(壇 康夫君)

それでは、休憩を閉じて再開したいと思います。

議案第29号のほうから吉開企画財政課長、説明のほうをお願いします。

〇企画財政課長(吉開 均君) (登壇)

議案第29号 平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,802,490千円といたしております。前年度と比較して250,463千円ふえ、率にして4.5%の増となっております。保険給付費や後期高齢者支援金などが増額となる見込みでございます。

歳入予算は、国保財政の根幹となります1款. 国民健康保険税は、所得の増加が見込まれ、 2.2%増の1,078,995千円と見込んでおります。

3款. 国庫支出金は、療養給付費負担金の一部が一般財源化され減収の見込みとなっております。

次に、4款.療養給付費交付金、5款.前期高齢者交付金は、医療費の増額と連動しふえる見込みであり、また6款.県支出金は、国庫支出金の一般財源化が影響し増額となる見込みであります。

これらの結果、9款、繰入金は、不足いたします財源を調整するため国保財政調整基金繰入金を2億円計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきまして、平成23年度の決算見込みなどから推計した所要額を

計上いたしております。

まず、2款.保険給付費は、退職療養給付費や高額療養費が増額となる見込みであり、前年度より4.5%ふえ、3,969,734千円を計上いたしております。

また、3款.後期高齢者支援金等も医療費の伸びから増加する見込みであり、12.4%増の611,104千円を計上いたしております。

8款、保険事業費は、特定健診に要する経費などを計上いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第30号 平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出予算それぞれ593,858千円といたしております。後期高齢者医療特別会計は、医療費の伸びにより保険料が改定され、前年度と比較して19,960千円、率にして3.5%の増となります。

歳入予算の1款.後期高齢者医療保険料が、3.7%増加して390,828千円と見込んでおります。

また、4款. 繰入金は、事務費と保険料の軽減に係る一般会計繰入金199,164千円を計上いたしております。

次に、歳出予算は、2款.後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より20,726千円増加 して572,053千円といたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第31号 平成24年度みやま市介護保険事業特別会計予算について御説明 申し上げます。

平成24年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4,357,617千円とし、介護保険事業勘定の総額は4,335,476千円、介護サービス事業勘定の総額は22,141千円といたしております。

平成24年度は、3カ年の介護保険事業計画の初年度に当たり、事業計画に基づく保険料の 見直しをお願いいたしております。

1款.介護保険料は、見直し後の見込み額として736,813千円といたしております。このほか、歳出予算に応じて3款.国庫支出金、4款.支払基金交付金及び5款.県支出金を計上いたしております。

また、7款、繰入金は、一般会計の介護給付費や事務費の負担分693,606千円を計上いたしております。

次に、歳出予算は、2款.保険給付費について居宅介護サービスや施設介護サービス費など介護給付費が大きくふえる見込みであり、前年度比較7.9%増の4,073,007千円と見込んでおります。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳入予算は、1款.介護サービス収入の20,139千円を計上いたしております。また、歳出予算は、地域包括支援センターの運営に要する経費を計上いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第32号 平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ398,533千円といたしております。前年度と比較して72,645千円の減、率にしてマイナス15.4%といたしています。

まず、歳入予算につきましては、2款. 使用料及び手数料は、供用開始地区の増加分など 下水道使用料の年間収入見込み額を計上いたしております。

また、3款. 国庫補助金や8款. 市債は、歳出予算に連動し所要額を計上いたしております。

また、歳出予算につきましては、2款1項.公共下水道費は、流域関連下水道の管渠の布設に要する経費を計上いたしております。管渠の布設は、商工会館周辺を計画いたしております。

次に、2款2項.流域下水道費は、県に対する建設負担金や処理場の管理費負担金を計上 いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第33号 平成24年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算について御 説明申し上げます。

平成24年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ48,520千円といたしております。

歳入予算につきましては、農業集落排水使用料と一般会計繰入金などを計上いたしており

ます。

また、歳出予算は、使用料の賦課徴収に要する経費のほか、施設の維持管理や処理場管理費を計上いたしております。このうち処理場は、設置後10年を経過し、一部機械の修理工事を計画いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第34号 平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算について御 説明申し上げます。

平成24年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ392,257千円といたしております。前年度と比較して9,348千円の減、率にしてマイナス2.3%となります。

歳入予算は、2款.施設使用料は9,280千円増の150,760千円を見込んでおります。

6 款. 繰入金は、過疎計画による高田地区の浄化槽整備の過疎債分を含め、一般会計繰入 金74,599千円、また、9 款. 市債は73,600千円を予定いたしております。

次に、歳出予算の2款. 施設管理費は、浄化槽の維持管理に要する経費として143,746千円、また、3款. 施設整備費は、浄化槽200基分の新設を見込み、175,563千円を計上いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第35号 平成24年度みやま市用地特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成24年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千円といたしております。

用地特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のため、用地を先行取得することを目的に設置しております。前年度に続き平成24年度も事業計画がございませんので、費目設定分を計上いたしております。

よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

日程第45 議案第36号

〇議長(壇 康夫君)

日程第45. 議案第36号 平成24年度みやま市水道事業会計予算について、提案理由の説明 を求めます。坂梨水道課長、お願いします。

〇水道課長(坂梨一広君) (登壇)

議案第36号 平成24年度みやま市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

本年度予算につきましては、給水戸数1万900戸、年間総給水量252万5,000立方メートル、 1日平均給水量6,918立方メートルと見込み編成いたしております。

建設改良につきましては、水道ビジョンに基づき、送水管からの直圧配水解消のための管路整備、老朽管更新、配管網の整備等を行ってまいります。

それでは、予算案の内容について、まず、第3条 収益的収入及び支出について御説明いたします。

事業収益516,123千円、事業費用492,401千円といたしております。

事業収益については、営業収益として水道料金等480,995千円、また、営業外収益として 旧山川地区簡易水道事業に関連した繰入金等を35,125千円見込んでおります。

事業費用については、営業費用として人件費、県南広域水道企業団からの受水費、修繕費及び減価償却費等448,916千円、また、営業外費用として企業債の支払い利息等を40,484千円計上いたしております。

次に、第4条 資本的収入及び支出について、収入129,346千円、支出311,640千円といた しております。

収入については、企業債1億円、出資金15,046千円、工事負担金14,300千円見込んでおります。

支出については、建設改良費として、瀬高北部地区の直圧配水解消に係る管路整備、上小川交差点改良工事に伴う配水管移設工事、下水道工事等に伴う配水管の布設替工事及び亀谷地区の配水管新設工事と247,582千円、企業債償還金として60,058千円計上しております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額182,294千円については、損益勘定留保資金や減債積立金等で補てんするものといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(壇 康夫君)

ただいまから平成24年度予算の審議に入りますが、今後、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審議することにいたしておりますので、質疑については簡潔にお願いします。

質疑は議案第28号から議案第36号まで一括して行います。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号から議案第36号までの9件は、 議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと 思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、議案第28号から議案第36号までの9件は、議員全員で構成 する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。議事の都合によって、3月5日から6日までの2日間休会にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(壇 康夫君)

異議なしと認めます。よって、3月5日から6日までの2日間休会とすることに決定しま した。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次の本会議は3月7日となっておりますので、御承知おき願います。

午後3時11分 散会